

令和7年10月24日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和7年(行ケ)第1号 選挙無効請求事件

口頭弁論終結日 令和7年9月17日

判 決

5 当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

10 第1 請求の趣旨

令和7年7月20日に行われた参議院(選挙区選出)議員選挙の滋賀県選挙区、京都府選挙区、大阪府選挙区、兵庫県選挙区、奈良県選挙区及び和歌山県選挙区における選挙を無効とする。

第2 事案の概要

15 1 事案の要旨

本件は、令和7年7月20日に行われた参議院議員通常選挙(以下「本件選挙」という。)について、滋賀県選挙区、京都府選挙区、大阪府選挙区、兵庫県選挙区、奈良県選挙区及び和歌山県選挙区の各選挙人である原告らが、公職選挙法14条1項、別表第3の定める参議院(選挙区選出)議員の定数配分規定(以下、  
20 数次の改正の前後を通じ、平成6年法律第2号による改正前の別表第2を含めて「定数配分規定」という。)は憲法に違反し無効であるから、これに基づき行われた本件選挙の上記各選挙区(以下「本件各選挙区」という。)における選挙は無効であるとして提起した選挙無効訴訟である。

25 2 前提事実(争いのない事実、当裁判所に顕著な事実並びに後掲各証拠及び弁論の全趣旨により認められる事実)

(1) 本件選挙は、令和7年7月20日、平成30年法律第75号(以下「平成3

0年改正法」という。)による改正(以下「平成30年改正」という。)後の公職選挙法の定数配分規定(以下「本件定数配分規定」という。)の下で行われた。

(2) 本件選挙において、原告 〇〇〇は滋賀県選挙区の、原告 〇〇〇は京都府選挙区の、原告 〇〇〇は大阪府選挙区の、原告 〇〇〇は兵庫県選挙区の、原告 〇〇〇は奈良県選挙区の、原告 〇〇〇は和歌山県選挙区の各選挙人であった。

(3) 本件選挙当時の選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の較差(以下、各選挙当時の「選挙区間の較差」又は「選挙区間の最大較差」というときは、この選挙人数の較差又は最大較差をいう。)は、議員1人当たりの選挙人数が最少の福井県選挙区を1とした場合、最多の神奈川県選挙区では3.127倍(以下、小数点第3位以下を四捨五入した概数で「3.13倍」と表記し、他の較差に関する数値についても同様に表記する。)、大阪府選挙区では2.94倍、兵庫県選挙区では2.42倍、滋賀県選挙区では1.86倍、奈良県選挙区では1.79倍、京都府選挙区では1.67倍、和歌山県選挙区では1.25倍であった(乙1)。

(4) 原告らは、令和7年7月22日、本件訴えを提起した。

### 3 争点

本件定数配分規定が憲法に違反して無効であるか

### 4 争点に関する原告らの主張

本件選挙当時の選挙区間の最大較差が3.13倍となった本件定数配分規定は、以下に述べるとおり違憲・無効であり、本件定数配分規定の下で行われた本件選挙の本件各選挙区における選挙も無効である。

(1) 憲法規定の解釈基準である前文1項2文に「国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、・・・その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する」と記載されていることからすると、受託者である国会議

員が受益者である国民の利益より自らの利益を優先させることは受託者として負う忠実義務に反し許されず、憲法47条もかかる解釈を含意するものであると解されるところ、各選挙区の選挙人数又は人口と配分議員定数との比率の平等は最も重要かつ基本的な基準であるにもかかわらず、投票価値の較差を伴う定数配分規定を立法することは、投票価値の較差から生じる利益を国会議員が享受するものであり、憲法47条に違反し許されない。

(2) 国会の両議院の議事についての出席議員の過半数による議決が真に国民による主権の行使であるといえるためにも、各議員の投票を等価値とみて出席議員の過半数で議事を決することを正当化する観点からも、各議員が同じ人数の選挙人から選出されることが必要であるから、憲法1条及び前文1項1文、43条1項、56条2項は、人口比例選挙を要求しており、実際には、合理的に実施可能な限りでの人口比例選挙が求められていると解される。人口比例選挙から離れ、投票価値の不均衡を伴う定数配分規定の合憲性については、被告ら側に主張立証責任があるところ、この点に関する主張立証はない。

(3) 最高裁令和5年(行ツ)第54号同年10月18日大法廷判決・民集77巻7号1654頁(以下「令和5年大法廷判決」という。)は、「これまで人口の都市部への集中が生じており、今後も不断に人口変動が生ずることが見込まれるところ、国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させる選挙制度が民主政治の基盤であり、投票価値の平等が憲法上の要請であること等を考慮すると、較差の更なる是正を図ること等は喫緊の課題というべきである」などとして、投票価値の平等が憲法上の要請であり、較差の更なる是正を図ること等が喫緊の課題であって、選挙制度の仕組み自体の見直し又はその抜本の見直しの検討も求める旨、最高裁平成29年(行ツ)第47号同年9月27日大法廷判決・民集71巻7号1139頁(以下「平成29年大法廷判決」という。)及び最高裁令和2年(行ツ)第78号同年11月18日大法廷判決・民集74巻8号2111頁(以下「令和2年大法廷判決」という。)と同趣旨の内容を初めて

喫緊の課題であるとの文言を用いて判示したが、国会が、平成30年改正以降、較差の是正等を図る新たな立法をすることもないまま、本件定数配分規定の下で3回目となる本件選挙が行われるに至り、本件選挙当時の選挙区間の最大較差は3.13倍に拡大した。そうすると、本件選挙は、これまでの大法廷判決の趣旨に沿わない立法状況において本件定数配分規定の下で行われたもので、  
5 較差は以前より拡大しているのであるから、令和5年大法廷判決等の累次の最高裁判決の示した枠組みに照らしても、違憲の問題が生ずる程度の投票価値の著しい不平等状態の下で行われたものといえ、本件定数配分規定は違憲・無効であったというべきである。

10 (4) 定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡が違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っている場合には、直ちに違憲・無効の判断をすべきであり、いわゆる合理的期間論は、憲法98条1項に違反するもので、許されない。

## 5 争点に関する被告らの主張

15 (1) 前記4(1)から(4)までのうち、原告らの法的主張はいずれも争う。

(2) 参議院議員の定数配分規定が憲法14条1項等の規定に違反して違憲と評価されるのは、①参議院の独自性のほか、国会が正当に考慮することができる他の政策的目的ないし理由を考慮しても、投票価値の平等の見地からみて違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあり、かつ、②当該選挙までの期間内にこれを是正する措置を講じなかったことが国会の裁量権の限界を超える  
20 場合に限られるものと解すべきであり、最高裁昭和54年(行ツ)第65号同58年4月27日大法廷判決・民集37巻3号345頁(以下「昭和58年大法廷判決」という。)以降の累次の最高裁判決も同様の見地に立っている。

25 (3) 次の諸点に照らせば、本件選挙当時、本件定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態(上記①)にあったとはいえない。

ア 憲法は、投票価値の平等を要求する一方で、国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させるために選挙制度をどのような制度にするのかの決定を国会の広範な裁量に委ねており、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する唯一、絶対の基準となるものではなく、国会が正当に考慮することができる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものである。それゆえ、国会が具体的に定めたところはその裁量権の行使として合理性を有するものである限り、それによって投票価値の平等が一定の限度で譲歩を求められることになっても、憲法に違反するとはいえない（令和5年大法廷判決参照）。

憲法は、二院制を採用し、一定の事項について衆議院の優越を認める反面、参議院につき議員の任期を6年の長期とし、3年ごとに半数を改選する旨定め、解散を否定しており（46条等）、参議院について、多角的かつ長期的な視点からの民意を反映させ、衆議院との権限の抑制、均衡を図り、国政の運営の安定性、継続性を確保しようとしている。このように、憲法は、両議院がその構成を異にし、それぞれが特色を有する議院として機能することを予定し、そのために両議院の選挙区の構成等を異ならせることも想定しており、衆議院が多数決原理に基づいて国政の在り方を決定する際の行き過ぎ等を抑制・補完する機能を果たすことが想定されている参議院の選挙制度については、地方に居住する少数者の意見を含め、人口を基準とするのみでは適切に反映されない国民の意見を公正かつ効果的に国政に反映させるため、投票価値の平等以外の要素も十分考慮することが求められている。

そして、都道府県の歴史的、政治的、経済的、社会的、文化的な意義や役割ないし機能、国民が有する都道府県への帰属意識等に鑑みれば、都道府県には、一体感の醸成された一つの政治的まとまりを有する行政単位としての意義と実体が認められ、選挙制度の決定に際し、国会が考慮することができる基本的な要素の一つといえる。また、これを受けて、国会は、参議院の選

挙制度に関し、都道府県を選挙区割りに採用し、都道府県を構成する住民の意思を効果的に集約して継続的かつ安定的に国政に反映させることを実現してきたのである。

以上によれば、参議院議員選挙において、都道府県を選挙区の基本単位とすることは、国会による裁量権の行使として合理性がある。

イ 公職選挙法の一部を改正した平成27年法律第60号（以下「平成27年改正法」といい、同法による改正を「平成27年改正」という。）は、4県2合区の導入等により、数十年にわたり5倍前後で推移してきた参議院の選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の最大較差を約3倍へと大幅に縮小させた。平成29年大法廷判決は、平成27年改正につき、最高裁平成23年（行ツ）第51号同24年10月17日大法廷判決・民集66巻10号3357頁（以下「平成24年大法廷判決」という。）及び最高裁平成26年（行ツ）第155号、第156号同年11月26日大法廷判決・民集68巻9号1363頁（以下「平成26年大法廷判決」という。）の趣旨に沿って較差の是正を図ったものとみることができるとして、平成28年7月10日に平成27年改正後の定数配分規定の下で初めて行われた参議院議員通常選挙（以下、参議院議員通常選挙を単に「通常選挙」ともいい、この選挙を「平成28年選挙」という。また、以後、通常選挙をその実施年に応じて「平成〇年選挙」、「令和〇年選挙」などという。）当時の選挙区間の投票価値の不均衡が違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったとはいえないと判断した。

また、平成30年改正は、4県2合区を維持するとともに1選挙区の定員を2人増加して、上記最大較差を更に縮小させた。平成30年改正後の本件定数配分規定の下で行われた通常選挙につき、令和元年選挙当時の選挙区間の最大較差は3.00倍、令和4年選挙当時の選挙区間の最大較差は3.03倍、本件選挙当時の選挙区間の最大較差は3.13倍であり、令和2年大

法廷判決、令和5年大法廷判決は、それぞれ、令和元年選挙、令和4年選挙について、当時の選挙区間の投票価値の不均衡が違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったとはいえないと判断した。

このように、過去に数十年間にわたって各通常選挙時に5倍前後の選挙区間の最大較差が継続し、平成24年大法廷判決及び平成26年大法廷判決において投票価値の平等の見地からみて違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあると指摘された状態は、平成27年改正及び平成30年改正によって選挙当時の選挙区間の最大較差が3倍前後に是正され、上記の著しい不平等状態も解消された。上記各改正によって実現した状態は本件選挙当時も維持され、上記のような過去の較差に戻る傾向はうかがわれないのであるから、令和4年選挙当時と同様に、本件選挙当時も、選挙区間の投票価値の不均衡が違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあるとはいえない。

ウ 憲法上3年ごとの半数改選が求められ、選挙区選出議員の定数が150人弱である参議院議員については、小選挙区選出議員の定数が290人前後で憲法上も半数改選が求められていない衆議院議員と比べて、選挙区間における較差の是正についての技術的制約が大きい。また、平成27年改正で導入された合区については、多数の強い反対意見が表明され続け、対象となった4県では投票率の低下、無効投票率の上昇等の弊害が継続して生じている。これらの合区の弊害は、都道府県よりも広域の選挙区を設けた場合にも同様に生じるおそれがある（令和4年に設けられた参議院改革協議会に設置された選挙制度に関する専門委員会の令和6年6月7日付け報告書においてもその旨指摘されている。）。

このように、参議院議員選挙においては衆議院議員選挙と異なる技術的制約があることに加え、平成27年改正で導入された合区制度による種々の弊害が現実にも生じ、これらの弊害が有意な改善がみられないまま本件選挙当時まで継続して生じており、都道府県よりも広域の選挙区を設けた場合にも同

様の弊害の発生も想定され得ること、参議院議員の議員定数を大幅に増加させることも困難であること等から、較差の更なる是正のために考え得る方策には、慎重に検討すべき課題や大きな制約があり、選挙制度改革に向けた意見を集約し、成案を得ることが極めて困難な状況にある。これらの制約や課題への対処が容易なものではない以上、国会が較差の更なる是正のために採るべき立法措置の検討等に相応に長期の期間を要したとしてもやむを得ないというべきである。

エ 国会は、上記のような中で、平成27年改正以降も参議院の選挙制度に関する議論を継続し、平成30年改正法を成立させて投票価値の不均衡を是正し、平成30年改正後も、各通常選挙の後に参議院改革協議会を設けるなどして、各会派による意見交換や専門家の意見聴取等を行い、参議院選挙制度の更なる改革に向けた検討を継続的に実施し、なお意見の集約は困難な状況であったものの、複数の会派が制度改正の時期を明示するなど、選挙制度の在り方の検討を継続し、過去にあったような大きな較差を再び生じさせることのないように配慮している。

(4) 仮に、本件選挙当時、選挙区間における投票価値の不均衡が違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったと判断される場合でも、次の諸点に照らせば、本件選挙までの期間内にその是正がされなかったことが国会の裁量権の限界を超えるものということとはできず、本件定数配分規定が憲法に違反するに至っていたとはいえない。

ア 通常選挙時の選挙区間の最大較差は平成27年改正により大幅に縮小し、平成30年改正により更に縮小したところ、平成29年大法廷判決は平成28年選挙当時における平成27年改正後の定数配分規定につき、令和2年大法廷判決は令和元年選挙当時における本件定数配分規定につき、いずれも違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等にあったものとはいえないと判断し、さらに、令和5年大法廷判決は、選挙区間の最大較差が3.03倍となった

令和4年選挙当時における本件定数配分規定について、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等にあったものとはいえないと判断した。

5 本件選挙はこのように令和2年大法廷判決及び令和5年大法廷判決により合憲と判断された本件定数配分規定に基づいて行われたもので、選挙区間の最大較差も3.13倍であって、定数配分規定の合憲性に関する平成21年までの累次の最高裁大法廷判決で合憲とされてきた最大較差を大幅に下回り、令和2年大法廷判決及び令和5年大法廷判決により合憲とされたそれぞれの最大較差と大きく異なるものとはいえないものであった。したがって、国会において、本件選挙までの間に、本件定数配分規定に基づく選挙区間における投票価値の不均衡が違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っているとは考え難い状況にあり、本件選挙までの間に国会がこれを認識し得たとはいえない。

10 イ 仮に、いずれかの時点でこれを認識し得たとしても、国会が通常選挙の際の選挙区間の較差の更なる是正のために採るべき立法措置の検討等に長期の期間を要することはやむを得ないというべきであり、他方で、国会が令和4年選挙後もすぐに参議院の選挙制度の在り方等について調査・検討を開始し、これを本件選挙に至るまで継続してきたという経過からすれば、国会の較差の是正に向けた取組が司法の判断の趣旨を踏まえた裁量権の行使の在り方として相当なものでなかったとはいえない。

### 20 第3 当裁判所の判断

1 前記前提事実、当裁判所に顕著な事実並びに後掲の証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 参議院議員選挙法（昭和22年法律第11号）は、参議院議員の選挙について、参議院議員250人を全国選出議員100人と地方選出議員150人とに区分し、全国選出議員については、全都道府県の区域を通じて選出されるものとし、地方選出議員については、その選挙区及び各選挙区における議員定数を

別表で定め、都道府県を単位とする選挙区において選出されるものとした。そして、選挙区ごとの議員定数については、憲法が参議院議員につき3年ごとにその半数を改選すると定めていることに応じて、各選挙区において選出議員の半数が改選されることとなるように配慮し、定数を偶数として最少2人を配分する方針の下に、各選挙区の人口に比例する形で、2人ないし8人の偶数の議員定数を配分した。

昭和25年に制定された公職選挙法の定数配分規定は、上記の参議院議員選挙法の議員定数配分規定をそのまま引き継いだものであり、その後沖縄県選挙区の議員定数2人が付加されたほかは、平成6年法律第47号による公職選挙法の改正（以下「平成6年改正」という。）まで、上記定数配分規定に変更はなかった。なお、昭和57年法律第81号による公職選挙法の改正（以下「昭和57年改正」という。）により、参議院議員252人は各政党等の得票に比例して選出される比例代表選出議員100人と都道府県を単位とする選挙区選出議員152人とに区分されることになったが、この選挙区選出議員は、従来の地方選出議員の名称が変更されたものである。

その後、平成12年法律第118号による公職選挙法の改正（以下「平成12年改正」という。）により、参議院議員の総定数が242人とされ、比例代表選出議員96人及び選挙区選出議員146人とされた。（以上につき、乙9、10）

(2) 参議院議員選挙法制定当時、選挙区間における議員1人当たりの人口最大較差（以下、各立法当時の「選挙区間の最大較差」というときは、この人口の最大較差をいう。）は2.62倍であったが、人口変動により次第に拡大を続け、平成4年に行われた通常選挙（平成4年選挙）当時、選挙区間の最大較差が6.59倍に達した後、平成6年改正における7選挙区の定数を8増8減とする措置により、平成2年10月実施の国勢調査結果による人口に基づく選挙区間の最大較差は4.81倍に縮小した。その後、平成12年改正における3選挙区

の定数を6減とする措置及び平成18年法律第52号による公職選挙法の改正（以下「平成18年改正」という。）における4選挙区の定数を4増4減とする措置の前後を通じて、平成7年から平成19年までに行われた各通常選挙当時の選挙区間の最大較差は5倍前後で推移した。（乙3、9、10）

5           しかるところ、最高裁判所大法廷は、定数配分規定の合憲性に関し、昭和58年大法廷判決において後記2(1)アの基本的な判断枠組みを示した後、平成4年選挙について、違憲の問題が生ずる程度の投票価値の著しい不平等状態が生じていた旨判示したが（最高裁平成6年（行ツ）第59号同8年9月11日大法廷判決・民集50巻8号2283頁）、平成6年改正後の定数配分規定の下で行われた2回の通常選挙については、上記の状態に至っていたとはいえない旨判示した（最高裁平成9年（行ツ）第104号同10年9月2日大法廷判決・民集52巻6号1373頁、最高裁平成11年（行ツ）第241号同12年9月6日大法廷判決・民集54巻7号1997頁）。その後、平成12年改正後の定数配分規定の下で行われた2回の通常選挙及び平成18年改正後の定数配分規定の下で平成19年に行われた通常選挙のいずれについても、最高裁判所大法廷は、結論において当該各定数配分規定が憲法に違反するに至っていたとはいえない旨の判断を示した（最高裁平成15年（行ツ）第24号同16年1月14日大法廷判決・民集58巻1号56頁、最高裁平成17年（行ツ）第247号同18年10月4日大法廷判決・民集60巻8号2696頁、最高裁平成20年（行ツ）第209号同21年9月30日大法廷判決・民集63巻7号1520頁）。もともと、上記最高裁平成18年10月4日大法廷判決において、投票価値の平等の重要性を考慮すると投票価値の不平等の是正について国会における不断の努力が望まれる旨の、上記最高裁平成21年9月30日大法廷判決においては、当時の較差が投票価値の平等という観点からはなお大きな不平等が存する状態であって、選挙区間における投票価値の較差の縮小を図ることが求められる状況にあり、最大較差の大幅な縮小を図るためには現

行の選挙制度の仕組み自体の見直しが必要となる旨の指摘がそれぞれされるなど、選挙区間の最大較差が5倍前後で常態化する中で、較差の状況について投票価値の平等の観点から実質的にはより厳格な評価がされるようになっていた。

6 (3) 平成22年7月11日、選挙区間の最大較差が5.00倍(乙3)の状況において行われた通常選挙(平成22年選挙)につき、平成24年大法廷判決は、結論において同選挙当時の定数配分規定が憲法に違反するに至っていたとはいえないとしたものの、長年にわたる制度及び社会状況の変化として、①参議院議員の選挙制度と衆議院議員の選挙制度が同質的なものとなってきている  
10 とともに、急速に変化する社会の情勢の下で、議員の長い任期を背景に国政の運営における参議院の役割はこれまでも増して大きくなってきていること、  
②衆議院については、投票価値の平等の要請に対する制度的な配慮として、選挙区間の人口の較差が2倍未満となることを基本とする旨の区割りの基準が定められていること等を挙げた上で、参議院議員の選挙であること自体から直  
15 ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見だし難く、都道府県が政治的に一つのまとまりを有する単位として捉え得ること等の事情は数十年間にもわたり投票価値の大きな較差が継続することを正当化する理由としては十分なものとはいえなくなっており、都道府県間の人口較差の拡大が続き、総定数を増やす方法を探ることにも制約がある中で、都道府県を選挙  
20 区の単位とする仕組みを維持しながら投票価値の平等の要求に応えていくことはもはや著しく困難な状況に至っているなどとし、それにもかかわらず平成18年改正後は投票価値の大きな不平等がある状態の解消に向けた法改正が行われることのないまま平成22年選挙に至ったことなどの事情を総合考慮すると、平成22年選挙当時の最大較差が示す選挙区間における投票価値の不  
25 均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあった旨判示するとともに、都道府県を単位として各選挙区の定数を設定する現行の方式をしかるべ

き形で改めるなど、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置を講じ、できるだけ速やかに違憲の問題が生ずる上記の不平等状態を解消する必要がある旨を指摘した。

5 (4) 平成24年大法廷判決の言渡し後、平成24年11月16日に公職選挙法の一部を改正する法律（平成24年法律第94号。以下「平成24年改正法」という。）が成立し、同月26日に施行された。同法は、選挙区選出議員について4選挙区で定数を4増4減とすることを内容とするものであった（乙9、10）。

10 (5) 平成25年7月21日、平成24年改正法による改正後の定数配分規定の下での通常選挙（平成25年選挙）が行われた。同選挙当時の選挙区間の最大較差は4.77倍であった（乙3）。

15 平成26年大法廷判決は、結論において平成25年選挙当時の定数配分規定が憲法に反するに至っていたとはいえないとしたものの、平成24年大法廷判決の判断に沿って、平成24年改正法による上記4増4減の措置は、都道府県を選挙区の単位とする選挙制度の仕組みを維持して一部の選挙区の定数を増減するにとどまり、現に選挙区間の最大較差については上記改正の前後を通じてなお5倍前後の水準が続いていたのであるから、投票価値の不均衡について違憲の問題が生ずる程度の投票価値の著しい不平等状態を解消するには足りないものであったといわざるを得ず、したがって、同法による上記措置を経た後、  
20 選挙区間における投票価値の不均衡は違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあった旨判示するとともに、都道府県を単位として各選挙区の定数を設定する現行の方式をしかるべき形で改めるなどの具体的な改正案の検討と集約が着実に進められ、できるだけ速やかに、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置によって上記の不平等状態が解消される  
25 必要がある旨を指摘した。

(6) 平成27年7月28日、公職選挙法の一部を改正する法律（平成27年改正

法)が成立し、同年11月5日に施行された。平成27年改正の結果、平成22年10月実施の国勢調査結果による人口に基づく選挙区間の最大較差は2.97倍となった。平成27年改正法は、選挙区選出議員の選挙区及び定数について、鳥取県及び島根県、徳島県及び高知県をそれぞれ合区して定数2人の選挙区とするとともに、3選挙区の定数を2人ずつ減員し、5選挙区の定数を2人ずつ増員することなどを内容とするものであり、その附則7条には、平成31年に行われる通常選挙に向けて、参議院の在り方を踏まえて、選挙区間における議員1人当たりの人口の較差の是正等を考慮しつつ選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、必ず結論を得るものとするとの規定が置かれていた。(乙3、10、11(枝番号を含む。以下、特記しない限り、枝番号を含む書証につき同じ。))

(7)平成28年7月10日、平成27年改正後の定数配分規定の下での通常選挙(平成28年選挙)が行われた。同選挙当時の選挙区間の最大較差は3.08倍であった(乙3、11の3)。

平成29年大法廷判決は、平成27年改正法につき、単に一部の選挙区の定数を増減するにとどまらず、人口の少ない選挙区について、参議院創設以来初めての合区を行うことにより、長期間にわたり投票価値の大きな較差が継続する要因となっていた都道府県を選挙区の単位とする選挙制度の仕組みを見直すことをも内容とするものであり、これによって、数十年間にもわたり5倍前後で推移してきた選挙区間の最大較差は2.97倍(平成28年選挙当時は3.08倍)まで縮小するに至ったのであるから、平成24年大法廷判決等の趣旨に沿って較差の是正を図ったものとみることができるとし、また、その附則において上記(6)のとおり規定され、今後における較差の更なる是正に向けての方向性と立法府の決意が示されるとともに、再び大きな較差を生じさせることのないよう配慮されているものといえるなどとして、平成28年選挙当時の定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の

問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものとはいえないとした。

(8) 平成28年選挙において、合区の対象となった4県のうち島根県を除く3県では、投票率が低下して当時における過去最低の投票率となったほか、無効投票率が全国平均を上回り、高知県での無効投票率は全国最高となった。なお、平成25年選挙においては、無効投票率が全国平均を上回っていたのは、上記4県のうち高知県のみであった。(乙11の4ないし6、39の8)

全国知事会は、平成28年7月29日、平成28年選挙において投票率の著しい低下など様々な弊害が顕在化したなどとして、合区の早急な解消を求める決議を行った。また、全国都道府県議会議長会、全国市長会、全国市議会議長会、全国町村会、全国町村議会議長会及び多くの地方議会等においても、合区の早急な解消に向けた決議等が行われた。(乙30の2ないし5、31の1ないし3、32の1ないし3、33の1ないし3、34の1ないし4、35の1ないし3、36、37の5・16・19・20・25ないし38・40・42ないし57・59・92ないし124)

平成29年2月、参議院の各会派代表による参議院改革協議会が設置され(以下「平成29年改革協議会」という。)、同年4月、同改革協議会の下に参議院選挙制度改革について集中的に調査を行う「選挙制度に関する専門委員会」が設けられた(以下「平成29年専門委員会」という。)。同委員会は、参議院選挙制度改革に対する考え方等について、一票の較差、選挙制度の枠組みとそれに基づく議員定数の在り方、選挙区の枠組み等について協議を行った上で、選挙区選出議員について、全ての都道府県から少なくとも1人の議員が選出される都道府県を単位とする選挙区とすること、一部合区を含む都道府県を単位とする選挙区とすること、又は選挙区の単位を都道府県に代えてより広域の選挙区(以下「ブロック選挙区」ということがある。)とすることの各案について検討を行ったほか、選挙区選出議員及び比例代表選出議員の二本立てとしない場合を含めた選挙制度の在り方等についても議論を行った。しかしながら、

これらの議論を経た上で各会派から示された選挙制度改革の具体的な方向性についての意見の内容は、選挙区の単位、合区の存廃、議員定数の増減等の点において大きな隔りがある状況であった。(乙12ないし17、22、23)

平成30年6月、平成29年改革協議会において、自由民主党から、選挙区選出議員について、選挙区の単位を都道府県とすること及び平成27年改正による4県2合区は維持した上で、定数を2人増員して埼玉県選挙区に配分するとともに、比例代表選出議員について、定数を4人増員し、政党等が優先的に当選人となるべき候補者を定めることができる特定枠制度を導入するとの案が示された。その後、協議が行われるなどしたものの、各会派間に意見の隔りがある状況であったため、各会派が参議院に法律案を提出し、参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会において議論が進められることとなり、上記の自由民主党の提案内容に沿った法律案のほか、現在の選挙区選出議員の選挙及び比例代表選出議員の選挙に代えてブロック選挙区による選挙を導入することを内容とする法律案等が提出された。同年7月11日、同特別委員会において、上記の自由民主党の提案内容に沿った公職選挙法の一部を改正する法律案が可決すべきものとされ、その際、「今後の参議院選挙制度改革については、憲法の趣旨にのっとり、参議院の役割及び在り方を踏まえ引き続き検討を行うこと」との附帯決議がされた。(乙19の1ないし3、20ないし23)

平成30年7月18日、上記法律案どおりの法律(平成30年改正法)が成立し、同年10月25日に施行された。平成30年改正の結果である本件定数配分規定によれば、平成27年10月実施の国勢調査結果による日本国民人口に基づく選挙区間の最大較差は2.99倍となった(乙3、19の4ないし7、20、22、23)。

(9) 令和元年7月21日、本件定数配分規定の下での初めての通常選挙(令和元年選挙)が行われた。令和元年選挙当時の選挙区間の最大較差は3.00倍で

あった(乙3、5の1)。

令和2年大法院判決は、立法府においては、今後も不断に人口変動が生ずることが見込まれる中で、較差の更なる是正を図るとともに、これを再び拡大させずに持続していくために必要となる方策等について議論し、取組を進めることが求められているところ、平成30年改正において、こうした取組が大きな進展を見せているとはいえないとしながらも、平成30年改正法につき、数十年間にわたって5倍前後で推移してきた最大較差を3倍程度まで縮小させた平成27年改正法における方向性を維持するよう配慮したものであるということができ、また、参議院選挙制度の改革に際しては、事柄の性質上慎重な考慮を要することに鑑み、その実現は漸進的にならざるを得ない面があることから、立法府の検討過程において較差の是正を指向する姿勢が失われるに至ったと断ずることはできないなどとして、令和元年選挙当時の本件定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものとはいえないとした。

(10) 令和元年選挙において、合区の対象となった徳島県での投票率は全国最低となり、鳥取県及び島根県の投票率もそれぞれ過去最低となった。また、合区の対象となった4県での無効投票率はいずれも全国平均を上回り、徳島県では全国最高となった。(乙5の2及び3、40の8ないし11)

全国知事会は、令和元年7月24日、令和元年選挙における合区対象県の投票率の状況等を指摘し、合区を起因とした弊害は更に深刻度を増しているなどとして、合区の確実な解消を強く求める決議を行い、翌年にも同様の決議を行った。また、令和元年選挙以降、全国都道府県議会議長会、全国市長会、全国市議会議長会、全国町村会、全国町村議会議長会及び多くの地方議会等においても、合区を解消し、都道府県単位による代表が国政に参加することができる選挙制度を求める決議等が行われた。(乙30の7ないし9、31の7ないし9、32の4ないし9、33の6ないし11、34の7ないし12、35の5

ないし9、37の2、37の125ないし147)

令和3年5月、参議院の各会派代表による参議院改革協議会が改めて設置され（以下「令和3年改革協議会」という。）、参議院の組織及び運営の改革に関する検討項目の一つとして、較差の是正を含む選挙制度改革についての議論がされた。合区については、何らかの形で解消することを目指す意見が多かったものの、都道府県を各選挙区の単位とする選挙制度の仕組みを維持するか、選挙区の単位を都道府県に代えてより広域のものとするか、議員の総定数を増やすか等の点について意見の隔たりがあり、最終的に、参議院選挙制度改革の具体的な方向性についての各会派の意見が一致するには至らなかった。令和4年5月及び同年6月に開かれた参議院憲法審査会における参議院選挙制度改革をめぐる議論の状況も、上記と同様であった。（乙24）

(11) 令和4年7月10日、本件定数配分規定の下での2回目の通常選挙（令和4年選挙）が行われた。令和4年選挙当時の選挙区間の最大較差は3.03倍であり、選挙区間の較差が3倍以上となった選挙区は3つであった（乙6の1）。

令和5年大法院判決は、立法府においては、今後も不断に人口変動が生ずることが見込まれる中で、較差の更なる是正を図るとともに、これを再び拡大させずに持続していくために必要となる方策等について議論し、取組を進めることが引き続き求められているところ、令和3年改革協議会等において、各会派の間で一定の議論がされたものの、較差の更なる是正のための法改正の見通しが立つに至っておらず、その実現に向けた具体的な検討が進展しているともいい難いとしながらも、平成27年改正により数十年間にもわたり5倍前後で推移してきた選挙区間の最大較差は3倍程度まで縮小し、平成24年大法院判決等で指摘された著しい不平等状態はひとまず解消されたところ、令和4年選挙まで選挙区間の最大較差は同程度で推移しており、有意な拡大傾向にあるともいえない中で、立法府においては、較差の更なる是正を図る観点から、都道府県より広域の選挙区を設けるなどの方策について議論がされてきたが、合区の

導入後にその対象となった4県において投票率の低下や無効投票率の上昇が  
続けてみられること等を勘案すると、現行の選挙制度の仕組みを更に見直すに  
当たり、代表民主制の下で国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映さ  
せる観点から慎重に検討すべき課題があると考えられる上、較差の更なる是正  
をめぐって議論がされてきた参議院の議員定数の見直しなどの方策を採ること  
にも様々な制約が想定されることからすると、立法府が較差の更なる是正に  
向けた取組を進めていくには、更に議論を積み重ねる中で種々の方策の実効性  
や課題等を慎重に見極めつつ、広く国民の理解も得ていく必要があると考えら  
れ、合理的な成案に達するにはなお一定の時間を要することが見込まれるとこ  
ろ、このような状況の下、立法府が参議院議員の選挙制度の改革に向けた議論  
を継続する中で較差の拡大の防止等にも配慮して4県2合区を含む本件定数  
配分規定を維持したという経緯に鑑みれば、立法府が較差の更なる是正を図る  
とともにこれを再び拡大させずに持続していくための具体的な方策を新たに  
講ずるに至らなかったことを考慮しても、令和4年選挙当時の選挙区間の最大  
較差が示す投票価値の不均衡が憲法の投票価値の平等の要求に反するもので  
あったということとはできないなどとして、令和4年選挙当時の本件定数配分規  
定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の  
著しい不平等状態にあったものとはいえないとした。なお、令和5年大法廷判  
決は、これまで人口の都市部への集中が生じており、今後も不断に人口変動が  
生ずることが見込まれるところ、国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に  
反映させる選挙制度が民主政治の基盤であり、投票価値の平等が憲法上の要請  
であること等を考慮すると、較差の更なる是正を図ること等は喫緊の課題とい  
うべきである旨を、併せて判示した。

(12) 令和4年選挙において、合区の対象となった鳥取県での投票率は、令和元  
年選挙時を更に下回って過去最低を更新し、また、徳島県での投票率は、令和  
元年選挙時より上昇したものの、なお全国最低であった。合区の対象となった

4 県での無効投票率は、いずれも全国平均を上回った。(乙5の2、6の2及び3)

5 全国知事会は、令和4年7月28日、令和4年選挙における合区対象県の投票率の状況等を指摘し、合区を起因とした弊害が常態化し、深刻度を増しているなどとして、合区の確実な解消を強く求める決議を行い、翌年以降も同様の決議を行った。また、合区対象県の地方議会等においても、合区を解消し、都道府県単位による代表が国政に参加することができる選挙制度を求める決議等が行われた。(乙38の1ないし8)

10 令和4年11月、参議院の各会派代表による参議院改革協議会が改めて設置され(以下「令和4年改革協議会」という。)、同年12月、同協議会の下に参議院選挙制度について調査・検討を行う「選挙制度に関する専門委員会」が設けられた(以下「令和4年専門委員会」という。乙26)。

15 令和5年2月から令和6年6月まで16回にわたって開催された同委員会では、令和5年大法廷判決までの参議院議員選挙における投票価値の平等をめぐる累次の最高裁判決、主要国の選挙制度の概要等について確認した上で、元最高裁判所裁判官、憲法学者、政治学者、鳥取県及び高知県の各県知事等からの意見聴取を行い、参議院選挙制度の在り方、合区の現状と評価等について議論された。各会派からの意見表明及び意見交換では、民主主義の基盤である投票価値の平等につき較差を是正することが必要との意見が大勢であったが、取組の具体的内容については、現行の選挙制度につき投票率の低下等の弊害がある合区を解消すべきとの意見が大勢であったものの、目指すべき具体的な選挙制度の枠組みについては、都道府県単位の選挙区選出議員選挙及び全国比例代表選出議員選挙を維持すべきとの意見と、選挙区の単位を都道府県に代えてより広域のものとするべきとの意見(すなわち、ブロック制を導入すべきという意見)の、大きく二つに分かれ、後者については合区と同様の問題が生じる可能性が指摘されたほか、議員定数の在り方についても、定数増を可能とする意見、

これに慎重な意見、定数減を行うべきとする意見があり、具体的な方向性についての各会派の意見が一致するには至らなかった。そのため、令和4年専門委員会では、これらの議論の状況と意見の集約が難しい現状をまとめるとともに、選挙制度の見直しに向けて、引き続き参議院として真摯な検討を続けるべき旨記載した報告書を作成し、令和6年6月に令和4年改革協議会に提出した。(乙26)

令和4年改革協議会は、上記報告書を受けて、複数回にわたり参議院の在り方について意見交換を行い、各会派による意見表明が行われたところ、合区の弊害は多くの会派において共通認識としてあるが、較差の是正を念頭に置いた具体的な選挙制度の枠組みについては、都道府県単位の選挙区及び全国比例を維持すべきとの意見と、ブロック制を導入すべきとの意見が示され、意見の集約が困難であったため、令和7年6月、これらの議論の状況を取りまとめた報告書を作成し、参議院議長に提出した。同報告書には、今後の協議の進め方について、「令和10年通常選挙に向けて、本年の通常選挙後、新たな会派構成の下でも協議の場を速やかに設けていただき、工程案を共有しつつ、具体的な参議院改革について結論を出し、選挙制度改革の方向性を見いだすべく協議が引き継いでいかれることを切望する。」と記載された。(乙26)

令和4年12月、令和5年4月、同年5月、同年6月及び同年11月に開かれた参議院憲法審査会においても、参議院の在り方並びに一票の較差及び合区が主たる議題として取り上げられ、合区対象4県の県知事又は副知事からの意見聴取等を実施するなどして調査・検討が継続されたが、同審査会においても、具体的な選挙制度の枠組みに関しては、上記と同様に各会派によって意見が分かれる状況であった(乙27)。

なお、上記の令和4年専門委員会及び参議院憲法審査会においてされた合区対象県の知事等からの意見聴取においては、合区対象県における投票率の低下、無効投票の増加といった実情を憂い、合区という制度が、国民が政治に関心を

持たない状況を生じさせており、国民主権・民主主義に資するものなのか疑問を感じる旨などが述べられた（乙26、27の2）。

5 (13) 令和7年7月20日、本件定数配分規定の下での3回目の通常選挙として、本件選挙が行われた。同選挙当時の選挙区間の最大較差は福井県選挙区と神奈川県選挙区及び東京都選挙区との間の3.13倍であり、3.08倍である宮城県選挙区を加えた3つの選挙区で選挙区間の較差が3倍以上となった（乙1）。

10 本件選挙において、合区の対象となった徳島県での投票率は、令和4年選挙時より4%以上上昇したものの、約50.48%で全国最低であり、鳥取県での投票率は、過去最低であった令和4年選挙時より6%以上上昇したものの（上記(12)参照）、全国で7番目に低い約55.04%、高知県が令和4年選挙時より9%以上上昇したものの、約56.89%で、全国平均である約58.51%（令和4年選挙時の全国平均は約52.05%）を下回った。合区の対象  
15 となった4県での無効投票率は、徳島県が全国で最も高い約4.52%、鳥取県が全国で3番目に高い約4.16%、島根県が約2.76%に上り、令和4年選挙時から1.5%以上の低下がみられ約2.07%となった高知県を除き、いずれも全国平均である約2.41%を上回った。（乙2、6の2及び3）

20 なお、本件選挙における徳島県・高知県選挙区の立候補者は、いずれも高知県に縁故を持つ者で、徳島県に縁故を持つ者はおらず、鳥取県・島根県選挙区の立候補者は、1名を除き島根県に縁故を持つ者で、鳥取県に縁故を持つ立候補者はいなかった（乙4の1及び2）。

2 以上の事実に基づいて判断する。

(1) 参議院議員の選挙区選挙に係る定数配分規定の憲法適合性については、以下の見地から検討するのが相当である。

25 ア 憲法は、選挙権の内容の平等、換言すれば、議員の選出における各選挙人の投票の有する影響力の平等、すなわち投票価値の平等を要求していると解

される。他方、憲法は、国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させるために選挙制度をどのような制度にするかの決定を国会の裁量に委ねているのであって、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する唯一、絶対の基準となるものではなく、国会が正当に考慮することができる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものである。それゆえ、国会が具体的に定めたところはその裁量権の行使として合理性を有するものである限り、それによって投票価値の平等が一定の限度で譲歩を求められることになっても、憲法に違反するとはいえない。

憲法が二院制を採用し衆議院と参議院の権限及び議員の任期等に差異を設けている趣旨は、それぞれの議院に特色のある機能を発揮させることによって、国会を公正かつ効果的に国民を代表する機関たらしめようとするところにあると解される。前記1(1)においてみた参議院議員の選挙制度の仕組みは、このような観点から、参議院議員について、全国選出議員（昭和57年改正後は比例代表選出議員）と地方選出議員（同改正後は選挙区選出議員）に分け、前者については全国（全都道府県）の区域を通じて選挙するものとし、後者については都道府県を各選挙区の単位としたものである。昭和22年の参議院議員選挙法及び昭和25年の公職選挙法の制定当時において、このような選挙制度の仕組みを定めたことが、国会の有する裁量権の合理的な行使の範囲を超えるものであったということとはできない。しかしながら、社会的、経済的変化の激しい時代にあつて不断に生ずる人口変動の結果、上記の仕組みの下で投票価値の著しい不平等状態が生じ、かつ、それが相当期間継続しているにもかかわらずこれを是正する措置を講じないことが、国会の裁量権の限界を超えると判断される場合には、当該定数配分規定が憲法に違反するに至るものと解するのが相当である（以上は、昭和58年大法廷判決以降の参議院議員（地方選出議員ないし選挙区選出議員）選挙に関する累次の大法廷判決の趣旨とするところである。）。

イ 憲法は、二院制の下で、一定の事項について衆議院の優越を認める反面、参議院議員につき任期を6年の長期とし、解散もなく、選挙は3年ごとにその半数について行うことを定めている（46条等）。その趣旨は、立法を始めとする多くの事柄について参議院にも衆議院とほぼ等しい権限を与えつつ、参議院議員の任期をより長期とすること等によって、多角的かつ長期的な視点からの民意を反映させ、衆議院との権限の抑制、均衡を図り、国政の運営の安定性、継続性を確保しようとしたものと解される。そして、いかなる具体的な選挙制度によって、上記の憲法の趣旨を実現し、投票価値の平等の要請と調和させていくかは、二院制の下における参議院の性格や機能及び衆議院との異同をどのように位置付け、これをそれぞれの選挙制度にいかに関与させていくかという点を含め、国会の合理的な裁量に委ねられており、参議院議員につき衆議院議員とは異なる選挙制度を採用し、国民各層の多様な意見を反映させて、参議院に衆議院と異なる独自の機能を発揮させようとする事も、選挙制度の仕組みを定めるに当たって国会に委ねられた裁量権の合理的行使として是認し得るものと考えられる。

また、具体的な選挙制度の仕組みを決定するに当たり、一定の地域の住民の意思を集約して反映させるという意義ないし機能を加味する観点から、政治的に一つのまとまりを有する単位である都道府県の意義や実体等を一つの要素として考慮すること自体が否定されるべきものであるとはいえず、投票価値の平等の要請との調和が保たれる限りにおいて、このような要素を踏まえた選挙制度を構築することが直ちに国会の合理的な裁量を超えるものとは解されない。

(2) 以上を前提に、本件選挙当時の本件定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡が違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったか否かについて検討する。

ア 前記前提事実(1)、(3)、上記認定事実(13)のとおり、令和7年7月20日

に本件定数配分規定の下での3回目の通常選挙として行われた本件選挙の  
当時、選挙区間の最大較差は3.13倍であり、3つの選挙区で選挙区間の  
較差が3倍以上となった。このような投票価値の不均衡が存在することは、  
憲法が投票価値の平等を要求していると解されることに照らし真摯に重く  
受け止めるべきであるが、上記のような較差に係る数値のみで本件選挙当時  
に違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったか否かを直ちに判  
断することはできない。

即ち、憲法が投票価値の平等を要求していると解される一方で、国民の利  
害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させるためにどのような選挙制度  
にするかの決定を国会の裁量に委ねていることから、投票価値の平等の要請  
は唯一、絶対の基準となるものではない。そのため、選挙区間の最大較差等  
の客観的かつ形式的な数値のみで違憲状態にあるか否かを判断することは  
困難であり、投票価値の不均衡を生じさせる要因等、具体的事情の下での諸  
要素を総合考慮する必要があると考えられる。もともと、上記の総合考慮に  
当たっては、参議院議員の選挙制度と衆議院議員の選挙制度が選出方法等に  
係るこれまでの変遷を経て同質的なものとなってきたところ、衆議院議  
員の選挙制度においては、投票価値の平等の要請に対する制度的な配慮とし  
て選挙区間の人口の較差が2倍未満となるようにする旨の区割りの基準が  
定められ、少なくとも長期間にわたり2倍以上の較差が放置されることはな  
いような措置が講じられていること（衆議院議員選挙区画定審議会設置法3  
条、4条参照）、急速に変化する社会の情勢の下で、議員の長い任期を背景  
に、国政の運営における参議院の役割は大きなものとなってきたことから  
すると、二院制に係る憲法の趣旨や、半数改選などの参議院の議員定数配  
分に当たり考慮を要する固有の要素を勘案しても、参議院議員選挙について  
直ちに投票価値の平等の要請が後退してもよいと解すべき理由は見だし  
難いというべきであり、立法府においては、今後も不断に人口変動が生ずる

ことが見込まれる中で、較差の更なる是正を図るとともに、これを再び拡大させずに持続していくために必要となる方策等について議論し、取組を進めることが引き続き求められていることに留意する必要がある（令和2年大法廷判決及び令和5年大法廷判決等参照）。

5 イ そこで、本件選挙当時の選挙区間の最大較差について、立法府における検討状況や選挙区間の最大較差の推移の状況、種々の方策の課題等の諸要素を併せて検討することとする。

本件選挙は平成27年改正による4県2合区を維持した上で選挙区選出議員の定数を2人増員するなどの改正をした平成30年改正の後に本件定数配分規定の下で行われた3回目の選挙であったが、平成27年改正以降、選挙区間の最大較差は約3倍程度で推移しており、この間、選挙制度の抜本的な見直しに言及した平成27年改正法附則7条所定の期限は経過し、令和元年選挙の後に設けられた令和3年改革協議会、令和4年選挙の後に設けられた令和4年改革協議会等において、参議院議員の選挙制度の改革につき、  
10 各党派の間で一定の議論がされたものの、較差の更なる是正のための法改正の見通しが立つには至っておらず、その実現に向けた具体的な検討が進展しているともいい難い状況が継続している（前記1の(9)ないし(12)参照）。

しかしながら、選挙区間の最大較差は、平成27年改正以前は数十年間にわたり5倍前後で推移しており、平成24年大法廷判決及び平成26年大法廷判決において、平成22年選挙又は平成25年選挙当時の投票価値の不均衡が違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったと指摘されるに至った後、4県2合区を導入すること等を内容とする平成27年改正により  
20 選挙区間の最大較差は3倍程度まで縮小したものであって、平成24年大法廷判決等で指摘された著しい不平等状態はひとまず解消されたといえる。また、平成27年改正がされてから本件選挙までの約10年間、同改正後の定数配分規定及び本件定数配分規定の下で上記の合区は維持され、選挙区間の  
25

最大較差は3倍程度で推移しており、本件選挙において最大較差は令和4年選挙の3.03倍から0.1増加し3.13倍となったものの、未だ有意な較差の拡大が生じたとはまではいえない。

このような中で、立法府においては、較差の更なる是正を図る観点から、都道府県より広域の選挙区（ブロック選挙区）を設けるなどの方策について議論がされてきたところであり、こうした方策によって都道府県を各選挙区の単位とする現行の選挙制度の仕組みを更に見直すことも考えられる。もっとも、合区の導入後、これに反対する地方議会等の意見が相当数表明され、合区の対象となった4県において投票率の低下や無効投票率の上昇がみられたのであって（前記1の(8)ないし(13)。なお、本件選挙においては、上記4県における投票率の値の改善がみられ、無効投票率の改善がみられた県も存在するものの、全国平均と比較するなどすれば、有意な改善がみられたといえるかについては、疑問の余地がある。）、これらのことを勘案すると、有権者において、都道府県ごとに地域の実情に通じた国会議員を選出するとの考え方がなお強く、これが選挙に対する関心や投票行動に影響を与えていることがうかがわれる。このような状況は、現行の選挙制度の仕組みを更に見直すに当たり、本件選挙における投票率の数値等についての評価や今後の見通しも含め、有権者の投票行動に影響を与えた要因を分析・把握することなど、代表民主制の下で国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させる観点から慎重に検討すべき課題があることを示唆するものと考えられる。加えて、立法府においては、較差の更なる是正をめぐって、参議院の議員定数の見直しなどの方策についても議論がされてきたが、こうした方策を採ることに様々な制約が想定される。

これらの客観的な事実及びそこから見て取れる状況を前提とすると、立法府が較差の是正に向けた取組を進めていくには、更に議論を積み重ねる中で種々の方策の実効性や課題等を見極めつつ、広く国民の理解も得ていく必要

があると考えられ、本件選挙までに成案に達しなかったことには、やむを得ない面がある。

もとより、憲法の要求する投票価値の平等に照らせば、較差の更なる是正は早急に実現されることが望ましいことはいうまでもないが、以上に述べたような状況の下、立法府が、参議院議員の選挙制度の改革に向けた議論を継続する中で、較差の拡大の防止等にも配慮して4県2合区を含む本件定数配分規定を維持したという経緯に鑑みれば、立法府が令和4年選挙当時から引き続き、較差の更なる是正を図るとともに、これを再び拡大させずに持続していくための具体的な方策を新たに講ずるに至らなかったことを考慮しても、本件選挙当時の選挙区間の最大較差が示す投票価値の不均衡については、なお憲法の投票価値の平等の要求に反するものであったとはいえないといふべきである。

したがって、本件選挙当時、本件定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものとはいえない。

(3) なお、具体的な選挙制度の仕組みを決定するに当たり、都道府県の意義や実体等を一つの要素として考慮することは、それ自体が否定されるべきものとはいえないが、二院制に係る憲法の趣旨や半数改選などの参議院の議員定数配分に当たり考慮を要する固有の要素を勘案しても、参議院議員選挙について直ちに憲法の投票価値の平等の要請が後退してもよいと解すべき理由が見いだし難いことは既に述べたとおりであり、都道府県の意義や実体等を選挙制度の仕組みを決定するに当たっての要素として考慮することは、投票価値の平等の要請との調和が保たれる限りにおいて許容されるものと解される。

また、我が国においては、これまで人口の都市部への集中が生じており、今後も不断に人口変動が生ずることが見込まれるところ、上記のとおり、憲

法上の要請である投票価値の平等が参議院議員選挙について後退してもよいと解すべき理由は見いだし難い上、国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させる選挙制度が民主政治の基盤であること等を考慮すると、較差の更なる是正を図ること等は喫緊の課題というべきであり(令和5年大法院判決参照)、本件選挙において最大較差が令和4年選挙から0.1増加したこと等も、継続的な人口変動の現れであるともみられるのであって、喫緊の課題が更に切迫したものとなったことを示すものであるとも考えられる。

以上の点を踏まえて、立法府に対しては、より適切な民意の反映が可能となるよう、現行の選挙制度の仕組みの抜本的な見直しも含め、較差の更なる是正等の方策について具体的に検討した上で、広く国民の理解も得られるような立法的措置が講じられることが引き続き求められる状況にあり、これと異なる経過を辿る場合には、選挙区間の較差から見て取れる投票価値の不均衡に対する評価も自ずと異なるものとなる可能性があることが留意されるべきである。

(4) 原告らは、憲法の前文1項2文の記載から、受託者である国会議員が受益者である国民の利益より自らの利益を優先させることは受託者として負う忠実義務に反し許されず、憲法47条もこれを前提として解釈すべきところ、投票価値の較差を伴う定数配分規定を立法することは、投票価値の較差から生じる利益を国民に優先して国会議員が享受するもので、憲法47条に違反する旨主張する。

しかしながら、憲法の解釈として両議院とも国会議員の選挙制度の仕組みの決定において国会に裁量権があると解されることは、最高裁昭和49年(行ツ)第75号同51年4月14日大法院判決・民集30巻3号223頁以降の累次の大法院判決の趣旨とするところである上、憲法が、二院制の下で、参議院に多角的かつ長期的な視点からの民意を反映させ、衆議院との権限の抑制、均衡を図り、国政の運営の安定性、継続性を確保しようとしてお

り、かかる憲法の趣旨を実現し、投票価値の平等の要請と調和させていくに  
当たり、参議院議員につき衆議院議員とは異なる選挙制度を採用し、国民各  
層の多様な意見を反映させて参議院に衆議院と異なる独自の機能を発揮さ  
せようとする事とも、選挙制度の仕組みを定めるに当たって国会に委ねられ  
た裁量権の合理的行使として是認し得るものであることはこれまでに述べ  
たとおりであるから、およそ投票価値の較差を伴う定数配分規定を立法する  
ことは国会議員が国政において自らの利益を国民に優先して享受するもの  
で憲法上許されないとする原告らの主張は採用することができない。

また、原告らは、国会の両議院の議事についての出席議員の過半数による  
議決が真に国民による主権の行使であるといえるためにも、各議員の投票を  
等価値とみて出席議員の過半数で議事を決することを正当化する観点から  
も、各議員が同じ人数の選挙人から選出されることが必要であるから、憲法  
1条及び前文1項1文、43条1項、56条2項は、いわゆる人口比例選挙  
を要求している旨主張するところ、国民の利害や意見を公正かつ効果的に国  
政に反映させる選挙制度が民主政治の基盤であることはこれまでも述べ  
たとおりであるが、上記のとおり、両議院とも国会議員の選挙制度の仕組み  
の決定において国会に裁量権があると解される上、参議院議員につき衆議院  
議員とは異なる選挙制度を採用し、国民各層の多様な意見を反映させて参議  
院に衆議院と異なる独自の機能を発揮させようとする事とも、選挙制度の仕  
組みを定めるに当たって国会に委ねられた裁量権の合理的行使として是認  
し得るものであると解されることからすると、この点に関する原告らの主張  
も採用することはできない。

(5) 以上によれば、その余の点を判断するまでもなく、本件定数配分規定が憲  
法に違反するに至っていたということとはできない。

#### 25 第4 結論

以上によれば、原告らの請求はいずれも理由がないから棄却することとして、

主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第6民事部

裁判長裁判官

5

川 畑 正 文

裁判官

10

山 田 智 子

裁判官

15

芝 田 由 平

20



令和7年10月29日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和7年(行ケ)第1号 人口比例選挙請求事件

口頭弁論終結日 令和7年10月1日

判 決

5 当事者 別紙当事者目録のとおり

主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

10 第1 請求の趣旨等

1 請求の趣旨

令和7年7月20日に行われた参議院(選挙区選出)議員選挙の富山県選挙区、石川県選挙区及び福井県選挙区における選挙をいずれも無効とする。

2 事案の概要

15 本件は、令和7年7月20日に行われた参議院議員通常選挙(以下「本件選挙」という。)について、富山県、石川県及び福井県の各選挙区(以下、併せて「本件選挙区」という。)の選挙人である原告らが、参議院(選挙区選出)議員の選挙(以下「選挙区選挙」という。)の定数配分に関する公職選挙法の規定は憲法によって保障される一人一票の投票価値の平等に違反して無効であるから、これに基づき行われた本件選挙の本件選挙区における選挙も無効である  
20 などと主張して提起した公職選挙法204条に基づく選挙無効訴訟である。

第2 前提事実

次の事実は、争いがないか(1(1)ないし(11)及び2)、証拠により容易に認められる(1(12)及び(13))。

25 1 参議院議員選挙制度の改正経緯、最高裁判所判決の推移等

(1) 参議院議員選挙法(昭和22年法律第11号)は、参議院議員の選挙につ

いて、参議院議員250人を全国選出議員100人と地方選出議員150人とに区分し、全国選出議員については、全都道府県の区域を通じて選出されるものとする一方、地方選出議員については、その選挙区及び各選挙区における議員定数を別表で定め、都道府県を単位とする選挙区において選出されるものとした。そして、選挙区ごとの議員定数については、憲法が参議院議員につき3年ごとにその半数を改選すると定めていること（46条）に応じて、各選挙区においてその選出議員の半数が改選されることとなるよう、定数を偶数として最小2人を配分する方針の下に、各選挙区の人口に比例する形で、2人ないし8人の偶数の議員定数を配分した。

昭和25年に制定された公職選挙法の定数配分規定は、上記の参議院議員選挙法の議員定数配分規定をそのまま引き継いだものであり、その後沖縄県選挙区の議員定数2人が付加されたほかは、平成6年法律第47号による公職選挙法の改正（以下「平成6年改正」という。）まで、上記定数配分規定に変更はなかった。なお、昭和57年法律第81号による公職選挙法の改正により、参議院議員252人は各政党等の得票に比例して選出される比例代表選出議員100人と都道府県を単位とする選挙区ごとに選出される選挙区選出議員152人とに区分されることになったが、この選挙区選出議員は、従来の地方選出議員の名称が変更されたものである。

その後、平成12年法律第118号による公職選挙法の改正（以下「平成12年改正」という。）により、参議院議員の総定数が242人とされ、比例代表選出議員96人及び選挙区選出議員146人とされた。

(2) 参議院議員選挙法制定当時、選挙区間における議員1人当たりの人口の最大較差（以下、各立法当時の「選挙区間の最大較差」というときは、この人口の最大較差をいう。）は2.62倍（以下、較差に関する数値は、全て概数である。）であったが、人口変動により次第に拡大を続け、平成4年に行われた参議院議員通常選挙（以下、参議院議員通常選挙のことを単に「通常

選挙」という。)当時、選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の最大較差(以下、各選挙当時の「選挙区間の最大較差」というときは、この選挙人数の最大較差をいう。)が6.59倍に達した後、平成6年改正における7選挙区の定数を8増8減とする措置により、同2年10月実施の国勢調査結果による人口に基づく選挙区間の最大較差は4.81倍に縮小した。その後、平成12年改正における3選挙区の定数を6減とする措置及び平成18年法律第52号による公職選挙法の改正における4選挙区の定数を4増4減とする措置の前後を通じて、同7年から同19年までに行われた各通常選挙当時の選挙区間の最大較差は5倍前後で推移した。

しかるところ、最高裁判所大法廷は、定数配分規定の合憲性に関し、平成4年に行われた通常選挙について、違憲の問題が生ずる程度の投票価値の著しい不平等状態が生じていた旨判示したが(最高裁平成6年(行ツ)第59号同8年9月11日大法廷判決・民集50巻8号2283頁)、平成6年改正後の定数配分規定の下で行われた2回の通常選挙については、上記の不平等状態に至っていたとはいえない旨判示した(最高裁平成9年(行ツ)第104号同10年9月2日大法廷判決・民集52巻6号1373頁、最高裁平成11年(行ツ)第241号同12年9月6日大法廷判決・民集54巻7号1997頁)。その後、平成12年改正後の定数配分規定の下で行われた2回の通常選挙及び平成18年法律第52号による公職選挙法の改正後の定数配分規定の下で同19年に行われた通常選挙のいずれについても、最高裁判所大法廷は、結論において当該各定数配分規定が憲法に違反するに至っていたとはいえない旨の判断を示した(最高裁平成15年(行ツ)第24号同16年1月14日大法廷判決・民集58巻1号56頁、最高裁平成17年(行ツ)第247号同18年10月4日大法廷判決・民集60巻8号2696頁、最高裁平成20年(行ツ)第209号同21年9月30日大法廷判決・民集63巻7号1520頁)。もっとも、上記最高裁平成18年10月4日大法

廷判決においては、投票価値の平等の重要性を考慮すると投票価値の不平等の是正について国会における不断の努力が望まれる旨の、上記最高裁同21年9月30日大法廷判決においては、当時の較差が投票価値の平等という観点からはなお大きな不平等が存する状態であって、最大較差の大幅な縮小を図るためには現行の選挙制度の仕組み自体の見直しが必要となる旨の指摘がそれぞれされるなど、選挙区間の最大較差が5倍前後で常態化する中で、較差の状況について投票価値の平等の観点から実質的にはより厳格な評価がされるようになっていた。

(3) 平成22年7月11日、選挙区間の最大較差が5.00倍の状況において行われた通常選挙につき、最高裁平成23年(行ツ)第51号同24年10月17日大法廷判決・民集66巻10号3357頁(以下「平成24年大法廷判決」という。)は、結論において同選挙当時の定数配分規定が憲法に違反するに至っていたとはいえないとしたものの、長年にわたる制度及び社会状況の変化として、①参議院議員の選挙制度と衆議院議員の選挙制度が同質的なものとなってきているとともに、急速に変化する社会の情勢の下で、議員の長い任期を背景に国政の運営における参議院の役割はこれまでも増して大きくなってきていること、②衆議院については、投票価値の平等の要請に対する制度的な配慮として、選挙区間の人口の較差が2倍未満となることを基本とする旨の区割りの基準が定められていること等を挙げた上で、参議院議員の選挙であること自体から直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見いだし難く、都道府県が政治的に一つのまとまりを有する単位として捉え得ること等の事情は数十年間にもわたり投票価値の大きな較差が継続することを正当化する理由としては十分なものとはいえなくなっており、都道府県間の人口較差の拡大が続き、総定数を増やす方法を採用することにも制約がある中で、都道府県を各選挙区の単位とする仕組みを維持しながら投票価値の平等の要求に応えていくことはもはや著しく困難な状況に

至っているなどとし、上記通常選挙当時の選挙区間の最大較差が示す投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあった旨判示するとともに、都道府県を単位として各選挙区の定数を設定する現行の方式をしかるべき形で改めるなど、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置を講じ、できるだけ速やかに上記の不平等状態を解消する必要がある旨を指摘した。

(4) 平成24年大法廷判決の言渡し後、平成24年11月16日に公職選挙法の一部を改正する法律（同年法律第94号。以下「平成24年改正法」という。）が成立し、同月26日に施行された。同法は、選挙区選出議員について4選挙区で定数を4増4減とすることを内容とするものであった。

(5) 平成25年7月21日、平成24年改正法による改正後の定数配分規定の下での通常選挙（以下「平成25年選挙」という。）が行われた。同選挙当時の選挙区間の最大較差は4.77倍であった。

最高裁平成26年（行ツ）第155号、第156号同年11月26日大法廷判決・民集68巻9号1363頁（以下「平成26年大法廷判決」という。）は、結論において平成25年選挙当時の定数配分規定が憲法に違反するに至っていたとはいえないとしたものの、平成24年大法廷判決の判断に沿って、平成24年改正法による上記4増4減の措置は、都道府県を各選挙区の単位とする選挙制度の仕組みを維持して一部の選挙区の定数を増減するにとどまり、現に選挙区間の最大較差については上記の改正の前後を通じてなお5倍前後の水準が続いていたのであるから、同法による上記措置を経た後も、選挙区間における投票価値の不均衡は違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあった旨判示するとともに、都道府県を単位として各選挙区の定数を設定する現行の方式をしかるべき形で改めるなどの具体的な改正案の検討と集約が着実に進められ、できるだけ速やかに、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置によって上記の不平等状態が解消される必

要がある旨を指摘した。

(6) 平成27年7月28日、公職選挙法の一部を改正する法律（同年法律第60号。以下「平成27年改正法」という。）が成立し、同年11月5日に施行された。同法による公職選挙法の改正（以下「平成27年改正」という。）の結果、平成22年10月実施の国勢調査結果による人口に基づく選挙区間の最大較差は2.97倍となった。平成27年改正法は、選挙区選出議員の選挙区及び定数について、鳥取県及び島根県、徳島県及び高知県をそれぞれ合区して定数2人の選挙区とするとともに、3選挙区の定数を2人ずつ減員し、5選挙区の定数を2人ずつ増員することなどを内容とするものであり、その附則7条には、平成31年に行われる通常選挙に向けて、参議院の在り方を踏まえて、選挙区間における議員1人当たりの人口の較差の是正等を考慮しつつ選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、必ず結論を得るものとするとの規定が置かれていた。

(7) 平成28年7月10日、平成27年改正後の定数配分規定の下での通常選挙（以下「平成28年選挙」という。）が行われた。同選挙当時の選挙区間の最大較差は3.08倍であった。

最高裁平成29年（行ツ）第47号同年9月27日大法廷判決・民集71巻7号1139頁（以下「平成29年大法廷判決」という。）は、平成27年改正法につき、単に一部の選挙区の定数を増減するにとどまらず、参議院創設以来初めての合区を行うことにより、長期間にわたり投票価値の大きな較差が継続する要因となっていた都道府県を各選挙区の単位とする選挙制度の仕組みを見直すことをも内容とするものであり、これによって、数十年間にもわたり5倍前後で推移してきた選挙区間の最大較差は2.97倍（選挙当時は3.08倍）まで縮小するに至ったのであるから、平成24年大法廷判決等の趣旨に沿って較差の是正を図ったものとみることができるとし、また、その附則において上記(6)のとおり規定され、今後における較差の更なる

是正に向けての方向性と立法府の決意が示されるとともに、再び大きな較差を生じさせることのないよう配慮されているものといえるなどとして、平成28年選挙当時の定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものとはいえないとした。

- (8) 平成28年選挙において、合区の対象となった4県のうち島根県を除く3県では、投票率が低下して当時における過去最低の投票率となったほか、無効投票率が全国平均を上回り、高知県での無効投票率は全国最高となった。なお、平成25年選挙においては、無効投票率が全国平均を上回っていたのは、上記4県のうち高知県のみであった。

全国知事会は、平成28年7月29日、平成28年選挙において投票率の著しい低下等の様々な弊害が顕在化したなどとして、合区の早急な解消を求める決議を行った。また、全国都道府県議会議長会や全国市長会等においても、合区の早急な解消に向けた決議等が行われた。

平成29年2月、参議院の各会派代表による参議院改革協議会が設置され、同年4月、同協議会の下に参議院選挙制度改革について集中的に調査を行う「選挙制度に関する専門委員会」が設けられた。同委員会は、参議院選挙制度改革に対する考え方について、一票の較差、選挙制度の枠組みとそれに基づく議員定数の在り方、選挙区の枠組み等について協議を行った上で、選挙区選出議員について、全ての都道府県から少なくとも1人の議員が選出される都道府県を単位とする選挙区とすること、一部合区を含む都道府県を単位とする選挙区とすること、又は選挙区の単位を都道府県に代えてより広域のものとするなどの各案について検討を行ったほか、選挙区選出議員及び比例代表選出議員の二本立てとしない場合を含めた選挙制度の在り方等についても議論を行った。しかしながら、これらの議論を経た上で各会派から示された選挙制度改革の具体的な方向性についての意見の内容は、選挙区の単位、

合区の存廃、議員定数の増減等の点において大きな隔りがある状況であった。

平成30年6月、参議院改革協議会において、自由民主党から、選挙区の単位を都道府県とすること及び平成27年改正による4県2合区は維持した上で、選挙区選出議員の定数を2人増員して埼玉県選挙区に配分するとともに、比例代表選出議員の定数を4人増員し、政党等が優先的に当選人となるべき候補者を定めることができる特定枠制度を導入するとの案が示された。

その後、協議が行われるなどしたものの、各党派間に意見の隔りがある状況であったため、各党派が参議院に法律案を提出し、参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会において議論が進められることとなり、上記の自由民主党の提案内容に沿った法律案のほか、現行の選挙区選出議員の選挙及び比例代表選出議員の選挙に代えてより広域の選挙区による選挙を導入することを内容とする法律案等が提出された。同年7月11日、上記特別委員会において、上記の自由民主党の提案内容に沿った公職選挙法の一部を改正する法律案が可決すべきものとされ、その際、「今後の参議院選挙制度改革については、憲法の趣旨にのっとり、参議院の役割及び在り方を踏まえ引き続き検討を行うこと」との附帯決議がされた。

平成30年7月18日、上記法律案どおりの法律（同年法律第75号。以下「平成30年改正法」という。）が成立し、同年10月25日に施行された（以下、同法による改正後の定数配分規定を「本件定数配分規定」という。）。同法による公職選挙法の改正（以下「平成30年改正」という。）の結果、平成27年10月実施の国勢調査結果による日本国民人口に基づく選挙区間の最大較差は2.99倍となった。

- (9) 令和元年7月21日、本件定数配分規定の下での初めての通常選挙（以下「令和元年選挙」という。）が行われた。同選挙当時の選挙区間の最大較差は3.00倍であった。

最高裁令和2年(行ツ)第78号同年11月18日大法廷判決・民集74巻8号211頁(以下「令和2年大法廷判決」という。)は、立法府においては、今後も不断に人口変動が生ずることが見込まれる中で、較差の更なる是正を図るとともに、これを再び拡大させずに持続していくために必要となる方策等について議論し、取組を進めることが求められているところ、平成30年改正において、こうした取組が大きな進展を見せているとはいえないとしながらも、平成30年改正法につき、数十年間にわたって5倍前後で推移してきた最大較差を3倍程度まで縮小させた平成27年改正法における方向性を維持するよう配慮したものであるということができ、また、参議院選挙制度の改革に際しては、事柄の性質上慎重な考慮を要することに鑑み、その実現は漸進的にならざるを得ない面があることからすると、立法府の検討過程において較差の是正を指向する姿勢が失われるに至ったと断ずることはできないなどとして、令和元年選挙当時の本件定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものとはいえないとした。

- (10) 令和元年選挙において、合区の対象となった徳島県での投票率は全国最低となり、鳥取県及び島根県の投票率もそれぞれ過去最低となった。また、合区の対象となった4県での無効投票率はいずれも全国平均を上回り、徳島県では全国最高となった。

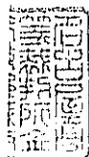
令和元年選挙の後も、全国知事会等において、合区の解消を求める決議等が行われた。

令和3年5月、参議院の各会派代表による参議院改革協議会が改めて設置され、参議院の組織及び運営の改革に関する検討項目の一つとして、較差の是正を含む選挙制度改革についての議論がされた。合区については、何らかの形で解消することを目指す意見が多かったものの、都道府県を各選挙区の単位とする選挙制度の仕組みを維持するか、選挙区の単位を都道府県に代え

てより広域のものとするか、議員の総定数を増やすか等の点について意見の隔たりがあり、最終的に、参議院選挙制度改革の具体的な方向性についての各会派の意見が一致するには至らなかった。令和4年5月及び同年6月に開かれた参議院憲法審査会における参議院選挙制度改革をめぐる議論の状況も、  
5 上記と同様であった。

- (ii) 令和4年7月10日、本件定数配分規定の下での2回目の通常選挙（以下「令和4年選挙」という。）が行われた。同選挙当時の選挙区間の最大較差は3.03倍であった。

10 最高裁令和5年（行ツ）第54号同年10月18日大法廷判決・民集77巻7号1654頁（以下「令和5年大法廷判決」という。）は、立法府においては、今後も不断に人口変動が生ずることが見込まれる中で、較差の更なる是正を図るとともに、これを再び拡大させずに持続していくために必要となる方策等について議論し、取組を進めることが求められているというべきところ、令和4年選挙までの間、較差の更なる是正のための法改正の見通しが立つに至っていないのはもとより、その実現に向けた具体的な検討が進展しているともいい難いとしながらも、平成27年改正がされてから令和4年選挙までの約7年間、選挙区間の最大較差は3倍程度で推移し、有意な拡大傾向にあるともいえず、立法府においては、較差の更なる是正を図る観点から、都道府県より広域の選挙区を設けるなどの方策について議論がされてきたところであり、こうした方策によって都道府県を各選挙区の単位とする現行の選挙制度の仕組みを更に見直すことも考えられるが、合区の導入後に、その対象となった4県において、投票率の低下や無効投票率の上昇が続けてみられること等を勧案すると、立法府が、合理的な成案に達するにはなお一定の時間を要することが見込まれるなどとして、立法府が、参議院議員の選挙制度の改革に向けた議論を継続する中で、4県2合区を含む本件定数配分規定を維持したという経緯に鑑みれば、令和4年選挙当時の選挙区間の最大  
15  
20  
25



較差が示す投票価値の不均衡が、憲法の投票価値の平等の要求に反するものであったということとはできないとした。

もつとも、令和5年大法廷判決は、これまで人口の都市部への集中が生じており、今後も不断に人口変動が生ずることが見込まれるところ、国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させる選挙制度が民主政治の基盤であり、投票価値の平等が憲法上の要請であること等を考慮すると、較差の更なる是正を図ること等は喫緊の課題というべきであるとし、立法府において議論がされてきた上記のような種々の方策に課題や制約があり、事柄の性質上慎重な考慮を要するにせよ、立法府においては、より適切な民意の反映が可能となるよう、社会の情勢の変化や上記課題等をも踏まえながら、現行の選挙制度の仕組みの抜本的な見直しも含め、較差の更なる是正等の方策について具体的に検討した上で、広く国民の理解も得られるような立法的措置を講じていくことが求められると付言した。

令和4年度選挙において、合区の対象となった鳥取県での投票率は、令和元年選挙時を更に下回って過去最低を更新し、また、徳島県での投票率は、令和元年選挙時より上昇したものの、なお全国最低であった。合区の対象となった4県での無効投票率は、いずれも全国平均を上回った。

(12) 令和4年選挙の後も、全国知事会等において、合区の解消を求める決議等が行われている（乙38の1ないし8）。

令和4年11月、参議院の各会派代表による参議院改革協議会が改めて設置され、参議院の組織及び運営の改革に関する検討項目の一つとして、選挙区間の較差の是正を含む選挙制度改革についての議論がされたが、上記(10)の令和3年に設置された参議院改革協議会での議論と同様の状況であった（乙26）。令和4年12月から令和5年12月にかけて開かれた参議院憲法審査会における参議院選挙制度改革をめぐる議論の状況も同様であった（乙27）。

(13) 令和7年7月20日、本件定数配分規定の下での3回目の通常選挙として、本件選挙が行われた。同選挙当時の選挙区間の最大較差は3.13倍であった(乙3)。

本件選挙において、合区の対象となった各県の投票率をみると、次の平成25年選挙から本件選挙までの投票率の推移の表のとおりであり、徳島県及び高知県ではいずれも平成27年改正前の平成25年選挙の水準を超え、他の2県でも同選挙の水準に近付いている(乙2、5の2、11の4)。

(いずれも%)

	令和7年	令和4年	令和元年	平成28年	平成25年
鳥取県	55.04	48.93	49.98	56.28	58.88
島根県	59.57	56.37	54.04	62.20	60.89
徳島県	50.48	45.72	38.59	46.98	49.29
高知県	56.89	47.36	46.34	45.52	49.89

また、合区の対象となった4県での無効投票率は、高知県では全国平均を下回り、他の3県では全国平均を上回った(乙2)。

## 2 当事者(原告適格)

原告らは、それぞれ本件選挙の富山県選挙区、石川県選挙区及び福井県選挙区(本件選挙区)の選挙人である。

## 第3 当事者の主張

本件の主たる争点は、本件選挙時において、選挙区選挙の定数配分に関する公職選挙法の規定が憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったかであり、その余の争点は、仮に違憲状態にあったとの評価がされるとしても、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったといえるかである。

主たる争点に関する当事者の主張は、以下のとおりである。

## 1 原告らの主張

### (1) 令和5年大法廷判決

令和5年大法廷判決は、前提事実(1)のとおり、較差の更なる是正を図ること等は喫緊の課題というべきであり、立法府においては、現行の選挙制度の仕組みの抜本的な見直しも含め、立法的措置を講じていくことが求められる旨指摘した。

このように、令和5年大法廷判決は、立法府に対し、限りなく強く較差の更なる是正、選挙制度の仕組みの抜本的な見直しを求めたものと解される。

また、全国を11ブロックに区割りするなどの制度を採用すれば、人口比例選挙を実現することは可能である。

それにもかかわらず、本件選挙は、令和元年選挙及び令和4年選挙と同一の選挙区割規定の下で行われ、選挙区間の最大較差が3.13倍にまで拡大したのであるから、違憲である。

### (2) 信託の基本原則

憲法前文第1項第2文は、「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるもの」と定めており、「受託者は、…信託の利益を享受することはできない」(信託法8条)という信託の基本原則からすれば、受託者である国会議員は、自らの身分の得失に関わり、国民との間の利益相反に関わる選挙区割規定の立法をしてはならないというべきであるから、「選挙制度の合憲性は、…国会に与えられた裁量権の行使として合理性を有するといえるか否かによって判断される」という令和5年大法廷判決等の判示は誤りである。

### (3) 合理的期間論の誤り

平成26年大法廷判決は、「参議院議員の選挙における投票価値の較差の問題について、当裁判所大法廷は、これまで、①当該定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡が、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っているか否か、②上記の状態に至っている場合に、当該選挙

までの期間内にその是正がされなかったことが国会の裁量権の限界を超えるとして当該定数配分規定が憲法に違反するに至っているか否かといった判断の枠組みを前提として審査を行ってきており」と判示する。

しかしながら、上記②の判断枠組み（合理的期間論）は、憲法の平等の要求に反する状態の選挙又は区割り規定を憲法違反とはいえないと判断するものであるから、憲法98条1項の明文に正面から抵触するものであり、そのような判断は、同項の適用により無効というべきである。

## 2 被告らの主張

- (1) 憲法は、投票価値の平等を要請しているが、他方で、国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させるために選挙制度をどのような制度にするかの決定を国会の広範な裁量に委ねている。定数配分規定が憲法14条1項等の規定に違反して違憲と評価されるのは、参議院の独自性のほか、国会が正当に考慮することができる他の政策的目的ないし理由を考慮しても、投票価値の平等の見地からみて違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態が生じ、かつ、当該選挙までの期間内にこれを是正する措置を講じなかったことが国会の裁量権の限界を超える場合に限られる。

都道府県の政治的・社会的な役割・機能や、憲法制定過程で各都道府県を選挙区の単位とすることが取り上げられたこと、地方に居住する少数派の国民の意見を反映させる必要性などを考慮すると、参議院議員の選挙区選挙において、都道府県を選挙区割りの基本単位としていることは、国会による裁量権の行使として合理性がある。

平成30年改正は、国会において正当に考慮することができる政策的目的ないし理由に基づき、国会に認められた参議院議員の選挙制度に関する立法裁量の範囲内で、合憲と判断された平成28年選挙における選挙区間の投票価値の不均衡の更なる是正を実現したものであり、これにより実現された定数配分規定の合憲性が本件選挙時においても維持されていた。

このような中、国会は、参議院改革協議会及び選挙制度に関する専門委員会を設置し、参議院の在り方や参議院選挙制度の改革等について各会派による意見交換や専門家からの意見聴取等が行われ、すべての会派が本件選挙後にも選挙制度の改革に関する議論を継続することを表明している。このように、制度改革に様々な困難が伴うにもかかわらず、国会は、選挙制度の改革や較差の是正に向け、真剣な取組を継続している。

そうすると、本件選挙当時の選挙区間の投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態であったとはいえない。

(2) 憲法秩序の下における司法権と立法権との関係に照らすと、当該定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡が違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っている場合において、当該選挙までの期間内にその是正をしなかったことが国会の裁量権の限界を超えるといえるか否かを判断するに当たっては、単に期間の長短のみならず、是正のために採るべき措置の内容、そのために検討を要する事項、実際に必要となる手続や作業等の諸般の事情を総合考慮して、国会における是正の実現に向けた取組が司法の判断の趣旨を踏まえた裁量権の行使の在り方として相当なものであったといえるか否かという観点に立って評価すべきである。

そして、当該選挙までの期間内にその是正をしなかったことが国会の裁量権の限界を超えるといえるか否かは、裁判所において当該定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡が違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っているとの判断が示されるなど、国会が、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態となったことを認識し得た時期を基準（始期）として、前記の諸般の事情を総合考慮して判断されるべきである。

(3) 本件選挙は、平成30年改正後の定数配分規定に基づいて行われ、定数配分規定における選挙区間の最大較差1対3.13は、平成21年大法廷判決までの累次の最高裁判決の事案において合憲とされた最大較差を大幅に下回

り、令和2年大法院判決及び令和5年大法院判決により合憲と判断されたそれぞれの最大較差と大きく異なるものとはいえないから、投票価値の不均衡について違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあるとは考え難い状況にあった。

したがって、万一、本件選挙当時、投票価値の不均衡について違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態であったと判断されることがあるとしても、国会において、本件選挙までの間に、定数配分規定に基づく選挙区間における投票価値の不均衡が上記の状態にまで至っていたことを認識し得たとはいえず、上記期間の始期が到来していたとはいえない。

よって、本件選挙までの期間に定数配分規定が改正されなかったことをもって国会の裁量権の限界を超えるとはいえない。

#### 第4 当裁判所の判断

1(1) 憲法は、選挙権の内容の平等、換言すれば、議員の選出における各選挙人の投票の有する影響力の平等、すなわち投票価値の平等を要求していると解される。他方、憲法は、国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させるために選挙制度をどのような制度にするかの決定を国会の裁量に委ねているのであって、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する唯一、絶対の基準となるものではなく、国会が正当に考慮することができる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものである。それゆえ、国会が具体的に定めたところとその裁量権の行使として合理性を有するものである限り、それによって投票価値の平等が一定の限度で譲歩を求められることになっても、憲法に違反するとはいえない。

憲法が二院制を採用し衆議院と参議院の権限及び議員の任期等に差異を設けている趣旨は、それぞれの議院に特色のある機能を発揮させることによって、国会を公正かつ効果的に国民を代表する機関たらしめようとするところにあると解される。前記第2の1(1)においてみた参議院議員の選挙制度の仕

組みは、このような観点から、参議院議員について、全国選出議員（昭和57年法律第81号による公職選挙法の改正後は比例代表選出議員）と地方選出議員（同改正後は選挙区選出議員）に分け、前者については全国（全都道府県）の区域を通じて選挙するものとし、後者については都道府県を各選挙区の単位としたものである。昭和22年の参議院議員選挙法及び同25年の公職選挙法の制定当時において、このような選挙制度の仕組みを定めたことが、国会の有する裁量権の合理的な行使の範囲を超えるものであったということとはできない。しかしながら、社会的、経済的変化の激しい時代にあつて  
5 不断に生ずる人口変動の結果、上記の仕組みの下で投票価値の著しい不平等  
10 状態が生じ、かつ、それが相当期間継続しているにもかかわらずこれを是正  
する措置を講じないことが、国会の裁量権の限界を超えると判断される場合  
には、当該定数配分規定が憲法に違反するに至るものと解するのが相当であ  
る。

以上は、最高裁昭和54年（行ツ）第65号同<sup>85</sup><sub>23</sub>1968年4月27日大法院判決・民集37巻3号345頁以降の参議院議員（地方選出議員ないし選挙区選出議員）選挙に関する累次の大法院判決の趣旨とするところであり、基本的な判断枠組みとしてこれを変更する必要は認められない。

(2) 憲法は、二院制の下で、一定の事項について衆議院の優越を認める反面、  
参議院議員につき任期を6年の長期とし、解散もなく、選挙は3年ごとにその半数について行うことを定めている（46条等）。その趣旨は、立法を始めとする多くの事柄について参議院にも衆議院とほぼ等しい権限を与えつつ、  
20 参議院議員の任期をより長期とすること等によって、多角的かつ長期的な視点からの民意を反映させ、衆議院との権限の抑制、均衡を図り、国政の運営の安定性、継続性を確保しようとしたものと解される。そして、いかなる具  
25 体的な選挙制度によって、上記の憲法の趣旨を実現し、投票価値の平等の要請と調和させていくかは、二院制の下における参議院の性格や機能及び衆議

院との異同をどのように位置付け、これをそれぞれの選挙制度にいかに関  
5 させていくかという点を含め、国会の合理的な裁量に委ねられており、参議  
院議員につき衆議院議員とは異なる選挙制度を採用し、国民各層の多様な意  
見を反映させて、参議院に衆議院と異なる独自の機能を発揮させようとする  
ことも、選挙制度の仕組みを定めるに当たって国会に委ねられた裁量権の合  
理的行使として是認し得るものと考えられる。

また、具体的な選挙制度の仕組みを決定するに当たり、一定の地域の住民  
10 の意思を集約的に反映させるという意義ないし機能を加味する観点から、政  
治的に一つのまとまりを有する単位である都道府県の意義や実体等を一つの  
要素として考慮すること自体が否定されるべきものであるとはいえず、投票  
価値の平等の要請との調和が保たれる限りにおいて、このような要素を踏ま  
えた選挙制度を構築することが直ちに国会の合理的な裁量を超えるものとは  
解されない。

(3) 参議院議員の選挙制度と衆議院議員の選挙制度は、選出方法等に係るこれ  
15 までの変遷を経て同質的なものとなってきているところ、衆議院議員選挙に  
ついては、投票価値の平等の要請に対する制度的な配慮として、選挙区間の  
人口の較差が2倍未満となるようにする旨の区割りの基準が定められ、少な  
くとも長期間にわたり2倍以上の較差が放置されることはないような措置が  
講じられている（衆議院議員選挙区画定審議会設置法3条、4条参照）。ま  
20 た、急速に変化する社会の情勢の下で、議員の長い任期を背景に、国政の運  
営における参議院の役割は大きなものとなってきている。

そうすると、二院制に係る憲法の趣旨や、半数改選などの参議院の議員定  
数配分に当たり考慮を要する固有の要素を勘案しても、参議院議員選挙につ  
いて直ちに投票価値の平等の要請が後退してもよいと解すべき理由は見いだ  
25 し難い。したがって、立法府においては、今後も不断に人口変動が生ずるこ  
とが見込まれる中で、較差の更なる是正を図るとともに、これを再び拡大さ

せず、持続していくために必要となる方策等について議論し、取組を進めることが引き続き求められているというべきである（令和2年及び令和5年大法廷判決参照）。

この観点からみると、令和元年選挙から令和4年選挙までの間及び同選挙から本件選挙までの間、参議院改革協議会等において、いずれも参議院議員の選挙制度の改革につき、各会派の間で一定の議論がされたものの、較差の更なる是正のための法改正の見通しが立つに至っていないのはもとより、その実現に向けた具体的な検討が進展しているともいい難い。

また、4県2合区を導入すること等を内容とする平成27年改正により、数十年間にもわたり5倍前後で推移してきた選挙区間の最大較差は3倍程度まで縮小し、同改正がされてから本件選挙までの約10年間、同改正後の定数配分規定及び本件定数配分規定の下で上記の合区は維持され、選挙区間の最大較差は3倍程度で推移しているとはいえ、徐々に拡大傾向にあるということが出来る（前提事実1(9)、(11)、(13)）。令和5年大法廷判決が、較差の更なる是正を図ること等は喫緊の課題というべきであり、立法府においては、現行の選挙制度の仕組みの抜本的な見直しも含め、立法的措置を講じていくことが求められる旨指摘したにもかかわらず、上記のような状況にあり、較差をさらに拡大させたことは、看過し難いものといわざるを得ない。

したがって、立法府においては、較差の更なる是正（投票価値の平等）を図る観点から、都道府県より広域の選挙区を設けるなどの方策によって、都道府県を各選挙区の単位とする現行の選挙制度の仕組みを抜本的に見直すことを検討すべきであったものである（なお、合区の導入後、その対象となった4県において、当初は投票率の低下や無効投票率の上昇がみられたものの、これらの問題は相当程度に改善されてきているとみることも出来る（前提事実1(13)）から、有権者において、都道府県ごとに地域の実情に通じた国会議員を選出するとの考え方が強く、これが選挙に対する関心や投票行動に影響

を与えていることがうかがわれるとしても、この点については、都道府県を各選挙区の単位とする現行の選挙制度の仕組みを更に見直すに当たっての検討すべき課題としての重要度は低下しているといえることができる。）。

また、立法府が、参議院議員の選挙制度の改革に向けた議論を継続する中で、較差の拡大の防止等に配慮して4県2合区を含む本件定数配分規定を維持した点については、累次の最高裁判決が判示するとおり、都道府県を各選挙区の単位とする仕組みを維持しながら、投票価値の平等に応えていくことはもはや著しく困難な状況に至っているといえるべきであるから、上記の4県2合区は、抜本的な見直しまでの過渡期における弥縫策にすぎないものというほかはないものであり、現時点においては評価することはできない。

以上に述べたような状況の下、立法府が、令和4年選挙から本件選挙までの間において、較差の更なる是正を図るとともに、これを再び拡大させずに持続していくための具体的な方策を新たに講ずるに至らなかったことに鑑みれば、本件選挙当時の選挙区間の最大較差が示す投票価値の不均衡は、憲法の投票価値の平等の要求に反するものであったといわざるを得ない。

(4) したがって、本件選挙当時、平成30年改正後の本件定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものといえるべきである。

2 もっとも、既にみたとおり、選挙区間の投票価値の不均衡が違憲の問題を生ずる程度の著しい不平等状態に達したとしても、定数配分規定が憲法に違反するに至るのは、その不均衡が相当期間継続しているにもかかわらずこれを是正する措置を講じないことが、国会の裁量権の限界を超えると判断される場合に限られるものと解するのが相当である。そして、問題となる選挙までの期間内にその是正がされなかったことが国会の裁量権の限界を超えといえるか否かを判断するに当たっては、単に期間の長短のみならず、是正のために採るべき措置の内容、そのために検討を要する事項、実際に必要となる手続や作業等の

諸般の事情を総合考慮して、国会における是正の実現に向けた取組みが司法の判断の趣旨を踏まえた裁量権の行使の在り方として相当なものであったといえるか否かという観点に立って評価すべきである(平成26年大法廷判決参照)。

これを本件選挙についてみると、参議院は、憲法上、半数改選による定数の偶数配分が求められ、議員定数が衆議院ほど多くはなく、その増加も事実上困難であることなどの技術的な問題から、元来、その選挙制度の改革の実現は漸進的にならざるを得ない面がある。

平成27年改正による較差の縮小に大きな寄与をした4県2合区については、本件選挙においては相当程度改善したとはいえ、対象地域における有権者の参議院議員選挙に対する関心を低下させる契機となった可能性を否定することができず、令和4年選挙後においても、全国知事会等において合区解消を求める決議等も行われていたところ、有権者の選挙に対する関心の維持向上は、民主主義社会の重要な基盤であって、立法府において、有権者の選挙に対する関心を損なうことなく投票価値の不均衡を是正する方策を見出した上、これについて有権者の理解を得るための説明をするためには、相応の時間を要することは明らかである。

また、令和5年大法廷判決は、最大較差3.03倍となった令和4年選挙について合憲と結論付けており、国会が、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態となったことを認識し難い状況にあったとも考えられる。

そうすると、仮に国会が令和4年選挙後のしかるべき時期に較差の是正に向けた真剣な取組みを開始したとしても、本件選挙が行われるまでに投票価値の不均衡を違憲の問題が生じない程度にまで改善することができたとは認め難いから、本件選挙時においては、国会における是正の実現に向けた取組みのために必要な期間が経過していたとはいえない。

なお、実際には、国会が較差の是正を指向する姿勢を維持しているものと評価するに足りる成果を挙げているということは困難であることは、前記1(3)に

において説示したとおりであるが、このことは上記の判断を左右しない。

以上のとおりであるから、本件選挙が違憲であるということとはできない。

3(1) 原告らは、令和5年大法廷判決が、較差の更なる是正を図ること等は喫緊の課題というべきであり、立法府においては、現行の選挙制度の仕組みの抜本的な見直しも含め、立法的措置を講じていくことが求められると指摘したこと、それにも関わらず、選挙区間の最大較差が拡大したことに照らし、本件選挙は違憲状態であると主張する。

しかし、原告らの上記主張を採用することができないことは、<sup>20~22</sup>上記2に説示したとおりである。

10 (2) 原告らは、憲法前文第1項第2文及び受託者は信託の利益を享受することはできない旨の信託の基本原則（信託法8条）を根拠として、国会議員は、自らの身分の得失に関わり、国民との間の利益相反に関わる選挙区割規定の立法をしてはならず、選挙制度の合憲性について、国会に与えられた裁量権の行使として合理性を有するといえるか否かによって判断することは誤りである旨主張するが、<sup>16~17</sup> <sup>17~18</sup>上記1(1)及び(2)に説示したとおり、憲法上、選挙制度の仕組みの決定について国会に広範な裁量が認められているから、上記主張は、独自の見解というほかになく、採用することができない。

20 (3) 原告らは、<sup>16</sup>参議院議員の選挙における投票価値の較差の問題について、最高裁判例が、これまで、当該定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡が、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っている場合であっても、当該選挙までの期間内にその是正がされなかったことが国会の裁量権の限界を超えるとして当該定数配分規定が憲法に違反するに至っているか否かといった判断の枠組みを前提として審査を行ってきたことは、憲法の平等の要求に反する状態の選挙又は区割り規定を憲法違反とはいえないと判断するものであるから、<sup>25</sup>憲法98条1項の明文に正面から抵触するものであり、同項の適用により無効というべきである旨主張する。

45  
38  
1983

しかし、上記の判断枠組みについては、最高裁昭和54年(行ツ)第65号同<sup>1983</sup>58年4月27日大法廷判決・民集37巻3号345頁以降の参議院議員(地方選出議員ないし選挙区選出議員)選挙に関する累次の大法廷判決の趣旨とするところであり、基本的な判断枠組みとしてこれを変更する必要は認められないことは、上記<sup>16-17</sup>1(1)に説示したとおりである。

したがって、原告らの上記主張は採用することができない。

4 被告らは、本件選挙当時の選挙区間の投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態であったとはいえない旨主張する。

しかし、上記主張を採用することができないことは、上記<sup>18-20</sup>1(3)に説示したとおりである。

#### 5 結語

よって、原告らの請求は、いずれも理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

名古屋高等裁判所金沢支部第1部

裁判長裁判官

大野和明

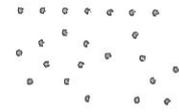
裁判官

升川智道

裁判官

山田善司





令和7年10月30日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和7年（行ケ）第9号 選挙無効請求事件

口頭弁論終結日：令和7年10月8日

## 判 決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

## 主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

## 事実及び理由

(本判決で使用する略語は、別紙略語表のとおりである。)

### 第1 【請求】

本件各選挙区における各選挙をいずれも無効とする。

### 第2 【事案の概要】

第2-1 本件は、令和7年7月20日に行われた参議院議員の通常選挙（本件選挙）について、本件各選挙区の選挙人である原告らが、本件定数配分規定は憲法に違反し無効であるから、これに基づいて行われた本件選挙の本件各選挙区における選挙も無効であるとして、公職選挙法204条の規定に基づき提起した選挙無効訴訟である。

### 第2-2 【前提事実】

第2-2(1) 本件選挙は、令和7年7月20日、平成30年改正後の公職選挙法14条及び別表第3の定数配分規定（本件定数配分

規定)の下での3度目の通常選挙として行われた(争いなし)。

第2-2(2) 原告らは、本件各選挙区選挙人である(原告  
東京都選挙区、原告 ・茨城県選挙区、原告  
・栃木県選挙区、原告 ・群馬県選挙区、原告  
・埼玉県選挙区、原告 ・千葉県選挙区、原告  
・神奈川県選挙区、原告 ・新潟県選挙区、原告  
告 ・山梨県選挙区、原告 ・長野県選挙区、原告  
告 ・静岡県選挙区)(争いなし)。

第2-2(3) 総務省自治行政局選挙部作成の令和7年7月25日付け  
「参議院選挙区別、人口、定数、較差」と題する書面によれば、  
本件選挙当日(同月20日)における最大較差は、最小の福井県選挙区を1とすると、最大の神奈川県選挙区の3.127倍(概数は3.13倍)であった(乙1)。

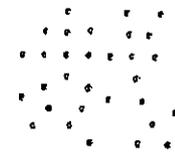
第2-2(4) 本件各選挙区その他の選挙区の較差の概数は、東京都選挙区は3.13倍、茨城県選挙区は1.92倍、栃木県選挙区は2.58倍、群馬県選挙区は2.55倍、埼玉県選挙区は2.49倍、千葉県選挙区は2.84倍、新潟県選挙区は2.93倍、山梨県選挙区は1.09倍、長野県選挙区は2.73倍、静岡県選挙区は2.40倍であった(乙1)。

第2-3 【争点】

本件定数配分規定の合憲性

第2-4 【原告らの主張の要旨】

第2-4(1) 本件選挙の本件定数配分規定は、人口比例に基づいて定数配分しておらず、憲法56条2項、1条、前文1段1文冒頭に基づく人口比例選挙の要求に反しているため、この規定は



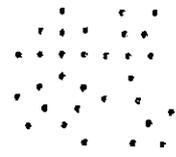
憲法 98 条 1 項により無効である。よって、本件各選挙区における選挙は無効である。

第 2-4 (2) 令和 5 年最大判に基づく主張

第 2-4 (2) ア 令和 5 年最大判は次のような説示を行っている。

4 県 2 合区を導入すること等を内容とする平成 27 年改正により、数十年間にもわたり 5 倍前後で推移してきた選挙区間の最大較差は 3 倍程度まで縮小し、平成 24 年最大判等で指摘された著しい不平等状態はひとまず解消されたところ、同改正がされてから令和 4 年選挙までの約 7 年間、同改正後の定数配分規定及び本件定数配分規定の下で上記の合区は維持され、選挙区間の最大較差は 3 倍程度で推移しており、有意な拡大傾向にあるともいえない。このような中で、立法府においては、較差の更なる是正を図る観点から、都道府県より広域の選挙区を設けるなどの方策について議論がされてきたところであり、こうした方策によって都道府県を各選挙区の単位とする現行の選挙制度の仕組みを更に見直すことも考えられる。

参議院議員の選挙制度と衆議院議員の選挙制度は、選出方法等に係るこれまでの変遷を経て同質的なものとなってきたところ、衆議院議員選挙については、投票価値の平等の要請に対する制度的な配慮として、選挙区間の人口の較差が 2 倍未満となるようにする旨の区割りの基準が定められ、少なくとも長期間にわたり 2 倍以上の較差が放置されることはないような措置が講じられている（衆議院議員選挙区画定審議会設置法 3 条、4 条参照）。また、急速に変化する社会の情勢の下で、議員の長い任期を背景に、国政の運営における



参議院の役割は大きなものとなってきた。そうすると、二院制に係る憲法の趣旨や、半数改選などの参議院の議員定数配分に当たり考慮を要する固有の要素を勘案しても、参議院議員選挙について直ちに投票価値の平等の要請が後退してもよいと解すべき理由は見いだし難い。

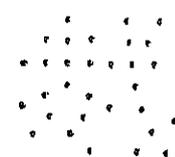
これまで人口の都市部への集中が生じており、今後も不断に人口変動が生ずることが見込まれるところ、国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させる選挙制度が民主政治の基盤であり、投票価値の平等が憲法上の要請であること等を考慮すると、較差の更なる是正を図ること等は喫緊の課題というべきである。

第 2-4 (2) イ 令和 5 年最大判は、上記の文言を含み、「較差の更なる是正」との文言を 9 回、「選挙制度の仕組み自体の見直し」の文言を 3 回、「仕組みを更に見直す」と「選挙制度の抜本の見直し」の文言を各 2 回用いており、これらの文言を多数回用いていることに照らせば、同判決は、国会に対し、強く較差の更なる是正、選挙制度の仕組み自体の抜本の見直しを求めているものと解される。

第 2-4 (2) ウ しかるに、本件定数配分規定は、前回選挙（令和 4 年選挙）及び前々回選挙（令和元年選挙）と同一であり、国会は、令和 5 年最大判の要求にもかかわらず、これを無視し、本件選挙までに、自己の利益を優先させ、定数配分規定について、具体的に較差是正の措置（ただし、抜本の見直しを含む。）を講ずることを怠った。

第 2-4 (3) 憲法の文理解釈に基づく主張

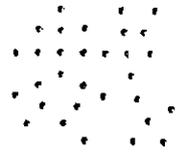
憲法前文 1 段 2 文は、「そもそも国政は、国民の厳粛な信



託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。」と規定しているところ、憲法前文は、「選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。」と規定する憲法47条の解釈基準となるものである。憲法前文が少なくとも解釈基準であることは学説上争いがなく、判例もこれを認めており、政府もこれを自認している。

憲法前文1段2文は受託者の忠実義務、すなわち、受託者は受益者のため忠実に信託事務の処理その他の行為をしなければならない（信託法30条参照）との義務の趣旨も含むものと解される。そうすると、信託事務の処理その他の行為から生ずる利益に関する受託者（国民の代表者）の受益者（国民）に対する忠実義務が、投票価値の較差の変更を伴う定数配分規定の立法について、国会が広範な立法裁量権を有するか否かの憲法47条についての解釈基準になると解される。

令和5年最大判（衆）は、国会の両議院の議員の選挙については、憲法上、議員の定数、選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとされ（憲法43条2項、47条）、選挙制度の仕組みの決定について国会に広範な裁量が認められているとした上で、選挙制度の合憲性は、これら諸事情を総合的に考慮した上でなお、国会に与えられた裁量権の行使として合理性を有するといえるか否かによって判断されるとして、較差を伴った選挙区割規定を合憲であると判断した。しかし、当該判示は、憲法前文1段2文に基づき、国民（委託者）によって国政を信託された国民の



代表者（受託者）が、国民（受益者）に対して負担する忠実義務に反して、憲法47条を解釈、適用するものであり、憲法47条、前文1段2文に違反する。

また、平成25年最大判（衆）は、国政たる（投票価値の較差の維持・変更を伴う）選挙区割規定の立法は、議員の「身分にも直接関わる事柄」、すなわち、国政（選挙区割規定の立法）から生ずる、当選、落選という国会議員個人の利益に直接関わる事柄であると解している。

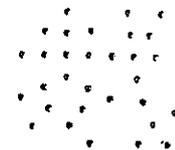
そして、昭和51年最大判以来の判例は一貫して、各選挙区の選挙人数又は人口と配分議員定数との比率の平等が最も重要かつ基本的な基準とされるべきは当然であると判示している点は重要である。

そうすると、国民の代表者が、（投票価値の較差を伴う）選挙区割規定を立法することは、国民の代表者が、国民の利益より、自らの利益を優先させて自らの利益のために当該選挙区割規定の立法をした点で、国民の代表者は、憲法前文1項2文に定めるとおり信託された国政の受託者として、国政の受益者（国民）に対する忠実義務に矛盾し、（憲法47条の解釈基準たる憲法前文1段2文に反して解釈された）憲法47条を適用するものであり、（憲法47条の解釈基準たる憲法前文1段2文に基づいて解釈、適用されるべき）憲法47条に違反する。

第2-4(4) 憲法が要求する人口比例選挙に係る主張

第2-4(4)ア 主権者の過半数論

主権は国家の政治のあり方を最終的に決定する力であり、内閣総理大臣を指名することは、主権の行使に該当する。



憲法前文、1条、15条1項、43条1項は、国民に対し、主権者として、両議院の議員の選挙において投票することによって国の政治に参加することができる権利を保障している。選挙権の行使は、国民の主権の行使である。

人口比例選挙では、出席議員の過半数に投票した主権を有する有効投票者が、人口比例選挙で選出された国会議員を通じて、出席議員の過半数決で、(間接的に)内閣総理大臣を指名する。

しかるに、非人口比例選挙では、これが成り立たず、非人口比例選挙である我が国は、国民主権国家ではない。

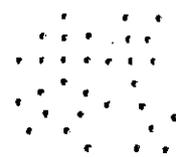
#### 第 2-4 (4) イ 議員及び国民の1票の等価値論

憲法56条2項の「両議院の議事」については、各院の各議員が、全員、1票(等価値)を投票する権利を有し、出席議員の過半数でこれを決する。同項の出席議員の過半数決の議決において、各議員は、全員、「主権」(憲法1条及び前文1段1文後段)を有する「全国民を代表する」(憲法43条1項)「国会における代表者」(憲法前文1段1文前段)である。

出席議員の過半数決によって議事が決定されることが正当化され得るのは、各議員が選挙区割ごとに同じ人数の主権を有する有権者から選出されるからであり、これは人口比例選挙のみによって実現可能である。

#### 第 2-4 (5) 合理的期間論

判例は、投票価値の不均衡が、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っている場合に、当該選挙までの期間内にその是正がされなかったことが国会の裁量権の限界を超



えるとして当該定数配分規定が憲法に違反するに至っているか否かを審査する合理的期間論を示しているが、当該選挙の違憲性判断の基準時たる選挙投票日の時点で、選挙区の定数配分規定が、憲法の平等の要求に反している状態である場合、憲法98条1項の定めにより、当該選挙は違憲、無効であって、判例の合理的期間論は、同項の明文に正面から抵触するもので、無効である。

第2-5

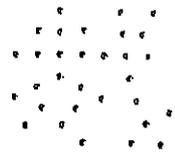
【被告らの主張の要旨】

第2-5(1)

判断枠組み

憲法は投票価値の平等を要求している一方、国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させるための選挙制度の仕組みの決定を国会の広範な裁量に委ねているから、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する唯一、絶対の基準ではなく、国会が正当に考慮することのできる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものである。それゆえ、国会が定めた具体的な選挙制度がその裁量権の行使として合理性を有するものである限り、それによって投票価値の平等が一定限度で譲歩を求められることになっても、憲法に違反するものとはいえない。

憲法が二院制を採用した趣旨は、立法を始めとする多くの事項について参議院にも衆議院とほぼ等しい権限を与えつつ、参議院議員の任期をより長期とすること等によって、多角的かつ長期的な視点からの民意を反映させ、衆議院との権限の抑制、均衡を図り、国政の運営の安定性及び継続性を確保しようとするところにあると解されるから、両議院がその構成を異なるものとし、それぞれが特色を持った議院として



機能させるべく、それぞれの選挙区の構成等を異にすることは憲法上予定されていると解される。

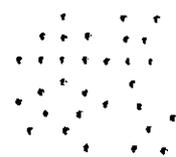
つまり、憲法は、参議院については、多数決原理に基づく衆議院の行き過ぎを抑制する「良識の府」「再考の府」として機能させることを想定し、参議院議員の選挙制度については、人口比例のみでは適切に反映されない国民の意見を公正かつ効果的に国政に反映させるため、投票価値の平等のみならず、それ以外の諸要素についても十分考慮することを求めていると解される。

そうすると、国会の定めた定数配分規定が憲法14条1項等の規定に違反して違憲と評価されるのは、国会が正当に考慮することができる他の政策的目的ないし理由を考慮しても、投票価値の平等の見地からみて違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態が生じており、かつ、当該選挙までの期間内にその是正がされなかったことが国会の裁量権の限界を超える場合に限られるものと解すべきである。

#### 第2-5(2) 都道府県単位の選挙制度の意義

都道府県は、その歴史、政治的・社会的な役割・機能、国民の帰属意識等に鑑みれば、長年にわたって、一つの行政単位としての歴史的、政治的、経済的、社会的及び文化的な一体感が醸成されており、選挙制度の決定に際し、国会が考慮することのできる基本的な要素の一つである。

憲法の制定過程をみても、国会審議の中で、各都道府県を参議院の選挙区選出議員選挙の選挙区の単位とすることが取り上げられており、憲法は、参議院の選挙制度における国会の裁量権の行使として、選挙区を都道府県単位とする選挙制



度を採用することを想定し、許容していた。

参議院創設以来、最大較差が5倍前後となる時期が続き、選挙区を都道府県単位とする選挙制度の見直しが必要となったが、都道府県単位の選挙区割りは、国民に定着し、世論調査でも都道府県単位で代表を選ぶべきとの意見も多く、当該選挙区割りを大きく変えることは、地域に縁故があり実情に通じた候補者に投票したいと考える国民の投票意識に悪影響を与えかねないから、都道府県単位を基本とする意義は十分に尊重すべきである。

市町村単位の選挙区制度が採用されている衆議院と都道府県単位の選挙区制度が採用されている参議院とで、全体として各地方公共団体の特色を踏まえた多角的な民意の反映が可能となり二院制の趣旨にも沿うものである。参議院議員の任期が長いことも踏まえれば、民意の集約や国政への反映を継続的かつ安定的にするものである。

今日の地方の過疎化や疲弊、都市との較差を踏まえると地方に住む少数派の国民の意見も十分に国政に届くようにする定数配分規定を定める重要性が増しており、都道府県単位とすることは十分な理由がある。

#### 第 2-5 (3)

#### 最高裁判決と立法経緯

投票価値の不均衡が違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っていた旨判断した平成24年最大判及び平成26年最大判の趣旨に沿い、平成27年改正を行い、最大較差(人口)は2.97倍となり、指摘の不平等状態は解消され、平成29年最大判は合憲と判断した。

そして、平成30年改正を経て、本件定数配分規定が定め

られ、更なる是正を実現し、令和2年最大判及び令和5年最大判も合憲と判断しており、合区を維持しながら最大較差もわずかな変化にとどまっており、本件選挙時においても合憲性は維持されている。

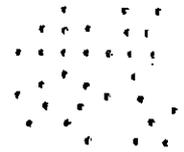
#### 第2-5(4) 選挙制度改革の困難と是正の取組

参議院は3年ごとの半数改選や少ない定数など、投票価値の平等の要請に配慮した定数配分を行う際の制約がある。その中でも、国会は改革の努力を続け、平成27年改正により合区を導入するなど、較差の是正を行った。しかし、合区には、対象となった両県の意見を集約する困難、人口が相対的に少ない側の県の意見反映の困難などの弊害の指摘があり、反対意見も強い。

このような困難が伴うも、国会は、平成30年改正を行い、選挙制度改革の決意を表明している。

さらに、国会は、令和2年最大判及び令和5年最大判など累次の判決を真摯に受け止め、参議院改革協議会等を設置し、議論を継続し、現時点では成案が得られてないものの、すべての会派が本件選挙後にも選挙制度改革に関する議論を継続することを表明し、令和10年通常選挙に向けた制度改革を明示するなどしている。

令和5年最大判も、較差の更なる是正を図る観点から都道府県よりも広域の選挙区を設けるなどの方策によって現行の選挙制度の仕組みを更に見直すに当たり、合区対象県において投票率の低下等がみられる状況について、有権者において、都道府県ごとに地域の実情に通じた国会議員を選出するとの考え方がなお強いことをうかがわせ、代表民主制の下で



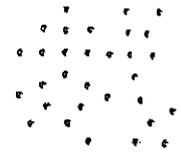
の国民の利害や意見を公正かつ効率的に国政に反映させる観点から慎重に検討すべき課題があることを示唆するものと考えられると指摘し、これに加えて、参議院の議員定数の見直しなどの方策を採ることに様々な制約が想定されることも指摘し、これらの状況を踏まえ、種々の方策の実効性や課題等を慎重に見極めつつ、広く国民の理解も得ていく必要があると考えられることから、合理的な成案に達するにはなお一定の時間を要することが見込まれるとし、較差の拡大の防止等にも配慮して合区を維持した経緯に鑑み、具体的な方策を新たに講ずるに至らなかったことを考慮しても、平成30年改正後の本件定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡が違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったとはいえないと判示している。

そして、合区を創生した平成27年改正後、本件選挙時に至るまで、合区対象県における投票率の低下等の弊害が継続しており、国民の利害や意見を公正かつ効率的に国政に反映させる観点からいえば、都道府県単位を基本とする選挙区を見直すことには慎重に検討すべき課題が依然として存在するといえ、国会が較差の拡大の是正のための検討等に時間を要したとしてもやむを得ないものである。

第 2-5 (5) 国会の裁量権の限界を超えないこと

仮に違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったとの評価がされるとしても、本件選挙までの期間内に本件定数配分規定を改正しなかったことが国会の裁量権の範囲を超えるものとはいえない。

平成27年改正及び平成30年改正を経て本件定数配分規



定が定められ、令和 2 年及び令和 5 年最大判でも合憲の判断が示されている。

本件選挙時の最大較差は 3.13 倍であり、累次の最高裁判決の事案において合憲とされた最大較差を大幅に下回っている。したがって、国会が、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態になったと認識し得た時期（始期）が、本件選挙までに開始していたとはいえない。加えて、較差の更なる是正等のための困難は既に主張したとおりであり、相応に長期間を要することはやむを得ないものである。

第 2-5 (6) 結論

以上のとおり、本件選挙当時において、本件定数配分規定の下における投票価値の不均衡は違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っていたとはいえず、また、万一、そのような違憲状態に至っていたと判断されたとしても、本件選挙までの期間内にその是正がされなかったことが国会の裁量権の限界を超えるものともいえない。

したがって、本件定数配分規定が憲法の規定に違反する無効なものとはいえないから、本件選挙は有効である。

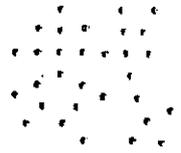
第 3 当裁判所の判断

第 3-1 【認定事実】

前提事実、当裁判所に顕著な事実、証拠（乙 3、9、10、11〔枝番を含む。〕のほか、後掲の証拠）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

第 3-1 (1) 参議院の議員定数及び選挙制度等

参議院議員選挙法（昭和 22 年法律第 11 号）は、参議院

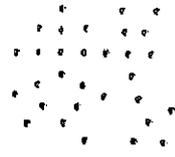


議員の選挙について、参議院議員250人を全国選出議員100人と地方選出議員150人とに区分し、全国選出議員については、全都道府県の区域を通じて選出されるものとする一方、地方選出議員については、その選挙区及び各選挙区における議員定数を別表で定め、都道府県を単位とする選挙区において選出されるものとした。そして、選挙区ごとの議員定数については、憲法46条が参議院議員につき3年ごとにその半数を改選すると定めていることに応じて、各選挙区においてその選出議員の半数が改選されることとなるよう、定数を偶数として最小2人を配分する方針の下に、各選挙区の人口に比例する形で、2人ないし8人の偶数の議員定数を配分した。

昭和25年に制定された公職選挙法の定数配分規定は、上記の参議院議員選挙法の議員定数配分規定をそのまま引き継いだものであり、その後沖縄県選挙区の議員定数2人が付加されたほかは、平成6年改正まで、上記定数配分規定に変更はなかった。なお、昭和57年改正により、参議院議員252人は各政党等の得票に比例して選出される比例代表選出議員100人と都道府県を単位とする選挙区ごとに選出される選挙区選出議員152人とに区分されることになったが、この選挙区選出議員は、従来の地方選出議員の名称が変更されたものである。

第3-1(2) 平成21年最大判までの推移等

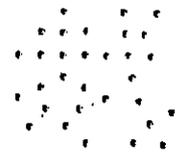
第3-1(2)ア 参議院議員選挙法制定当時の最大較差(人口)は2.62倍であったが、人口変動により次第に拡大を続け、平成4年選挙当時の最大較差が6.59倍に達した後、平成6年改正



における7選挙区の定数を8増8減とする措置により、平成2年10月実施の国勢調査結果による最大較差（人口）は4.81倍に縮小した。その後、平成12年改正による3選挙区の定数を6減とする措置及び平成18年改正による4選挙区の定数を4増4減とする措置の前後を通じて、平成7年から平成19年までに行われた各通常選挙当時の最大較差は5倍前後で推移した。

第3-1(2)イ この間に行われた通常選挙につき、①平成4年選挙に関する平成8年最大判は、違憲状態・合憲の判断をしたが、②平成10年最大判、平成12年最大判は、平成6年改正後の定数配分規定の下で行われた2回の通常選挙につき、違憲状態に至っていたとはいえない旨判示した。その後、③平成16年最大判及び平成18年最大判は平成12年改正後の定数配分規定の下で行われた2回の通常選挙につき、平成21年最大判は平成18年改正後の定数配分規定の下で行われた平成19年選挙につき、いずれも、違憲状態にあったか否かについては明示的に判断しなかったものの、結論において当該各定数配分規定が憲法に違反するに至っていたとはいえない旨の判断を示した。

もっとも、平成18年最大判においては、投票価値の平等の重要性を考慮すると投票価値の不平等の是正について国会における不断の努力が望まれる旨の、平成21年最大判においては、当時の較差が投票価値の平等という観点からはなお大きな不平等が存する状態であって、最大較差の大幅な縮小を図るためには現行の選挙制度の仕組み自体の見直しが必要となる旨の指摘がそれぞれされるなど、最大較差が5倍前後



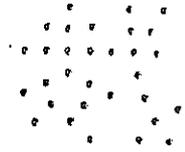
で常態化する中で、較差の状況について投票価値の平等の観点から実質的にはより厳格な評価がされるようになっていた。

第 3-1 (3) 平成 24 年最大判 (平成 22 年選挙)

平成 24 年最大判は、最大較差 5.00 倍の平成 22 年選挙について、結論において違憲状態・合憲の判断をしたものであるが、以下の説示をしている。

ア 衆議院と参議院のそれぞれの選挙制度は、これまでの改正等により結果として同質的な選挙制度となってきたことができる。このような選挙制度の変遷とともに、急速に変化する社会の情勢の下で、議員の長い任期を背景に国政の運営における参議院の役割はこれまでも増して大きくなってきているといえることができる。加えて、衆議院については、選挙区間の人口較差が 2 倍未満となることを基本とする旨の区割りの基準が定められている。これらの事情に照らすと、参議院についても、二院制に係る憲法の趣旨との調和の下に、更に適切に民意が反映されるよう投票価値の平等の要請について十分に配慮することが求められるところである。

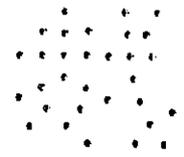
イ 参議院は衆議院とともに国権の最高機関として適切に民意を国政に反映する責務を負っていることは明らかであり、参議院議員の選挙であること自体から、直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見いだし難い。昭和 58 年最大判は、参議院議員の選挙制度において都道府県を選挙区の単位として各選挙区の定数を定める仕組みにつき、都道府県が歴史的にも政治的、経済的、社会的にも独自の意義と実体を有し、政治的に一つのまとまりを有する単位とし



て捉え得ることに照らし、都道府県を構成する住民の意思を集約的に反映させるという意義ないし機能を加味しようとしたものと解することができる」と指摘している。都道府県が地方における一つのまとまりを有する行政等の単位であるという点は今日においても変わりはなく、この指摘もその限度においては相応の合理性を有していたといい得るが、これを参議院議員の選挙区の単位としなければならないという憲法上の要請はなく、むしろ、都道府県を選挙区の単位として固定する結果、その間の人口較差に起因して投票価値の大きな不平等状態が長期にわたって継続していると認められる状況の下では、上記の仕組み自体を見直すことが必要になるものといわなければならない。

ウ 現行の選挙制度は、限られた総定数の枠内で、半数改選という憲法上の要請を踏まえた偶数配分を前提に、都道府県を単位として各選挙区の定数を定めるという仕組みを採っているが、人口の都市部への集中による都道府県間の人口較差の拡大が続き、総定数を増やす方法を採用することにも制約がある中で、このような都道府県を各選挙区の単位とする仕組みを維持しながら投票価値の平等の実現を図るという要求に応えていくことは、もはや著しく困難な状況に至っているものというべきである。

エ 参議院議員の選挙制度については、単に一部の選挙区の定数を増減するにとどまらず、都道府県を単位として各選挙区の定数を設定する現行の方式をしかるべき形で改めるなど、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置を講じ、できるだけ速やかに違憲の問題が生ずる前記の不



平等状態を解消する必要がある。

第 3-1 (4) 平成 2 4 年改正

平成 2 4 年最大判の言渡し後、平成 2 4 年 1 1 月に選挙区選出議員について 4 選挙区で定数を 4 増 4 減とすることを内容とする平成 2 4 年改正が行われた。

第 3-1 (5) 平成 2 5 年選挙及び平成 2 6 年最大判

第 3-1 (5) ア 平成 2 5 年選挙が、同年 7 月 2 1 日、平成 2 4 年改正後の定数配分規定の下で行われた。同選挙当時の最大較差は 4.7 7 倍であった。

第 3-1 (5) イ 平成 2 6 年最大判は、平成 2 5 年選挙について、結論において、平成 2 4 年最大判と同様、違憲状態・合憲の判断をしたものである。

すなわち、平成 2 4 年改正による上記 4 増 4 減の措置は、都道府県を各選挙区の単位とする選挙制度の仕組みを維持して一部の選挙区の定数を増減するにとどまり、現に最大較差については上記の改正の前後を通じてなお 5 倍前後の水準が続いていたのであるから、同法による上記措置を経た後も、違憲状態にあった旨判示するとともに、都道府県を単位として各選挙区の定数を設定する現行の方式をしかるべき形で改めるなどの具体的な改正案の検討と集約が着実に進められ、できるだけ速やかに、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置によって上記の不平等状態が解消される必要がある旨を指摘した。

第 3-1 (6) 平成 2 7 年改正

平成 2 7 年改正は、選挙区選出議員の選挙区及び定数について、鳥取県及び島根県、徳島県及び高知県をそれぞれ合区



して定数各2人の選挙区とするとともに、3選挙区の定数を2人ずつ減員し、5選挙区の定数を2人ずつ増員することなどを内容とするものであり、平成27年改正法附則7条には、平成31年に行われる通常選挙に向けて、参議院の在り方を踏まえて、選挙区間における議員1人当たりの人口の較差の是正等を考慮しつつ選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、必ず結論を得るものとするとの規定が置かれた。

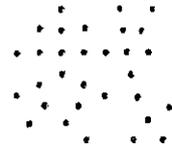
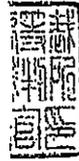
平成27年改正の結果、平成22年10月実施の国勢調査結果による人口に基づく最大較差（人口）は2.97倍となった。

第3-1(7) 平成28年選挙及び平成29年最大判

第3-1(7)ア 平成28年選挙が、同年7月10日、平成27年改正後の定数配分規定の下で行われた。同選挙当時の最大較差は3.08倍であった。同選挙において、別紙投票率等のおおりに、合区の対象となった4県のうち島根県を除く3県では、投票率が低下して当時における過去最低の投票率となったほか、無効投票率が全国平均を上回り、高知県での無効投票率は全国最高となった。なお、平成25年選挙においては、無効投票率が全国平均を上回っていたのは、上記4県のうち高知県のみであった。

第3-1(7)イ 平成29年最大判は、平成28年選挙につき、結論的に違憲状態にあったとはいえないとの判断をした。

すなわち、平成27年改正につき、単に一部の選挙区の定数を増減するにとどまらず、参議院創設以来初めての合区を行うことにより、長期間にわたり投票価値の大きな較差が継

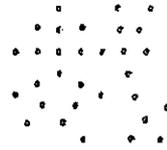


続する要因となっていた都道府県を各選挙区の単位とする選挙制度の仕組みを見直すことをも内容とするものであり、これによって、数十年間にもわたり5倍前後で推移してきた最大較差は2.97倍（選挙当時は3.08倍）まで縮小するに至ったのであるから、平成24年最大判等の趣旨に沿って較差の是正を図ったものとみることができるとし、また、平成27年改正法附則において上記第3-1(6)のとおり規定され、今後における較差の更なる是正に向けての方向性と立法府の決意が示されるとともに、再び大きな較差を生じさせることのないよう配慮されているものといえることができるというものである。

第3-1(8) 平成28年選挙後から平成30年改正までの推移等

第3-1(8)ア 全国知事会は、平成28年7月29日、平成28年選挙において投票率の著しい低下等の様々な弊害が顕在化したなどとして、合区の早急な解消を求める決議を行った。また、全国都道府県議会議長会や全国市長会等においても、合区の早急な解消に向けた決議等が行われた。

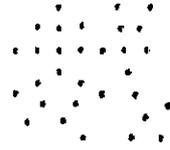
第3-1(8)イ 平成29年2月、参議院の各会派代表による参議院改革協議会が設置され、同年4月、同協議会の下に参議院選挙制度改革について集中的に調査を行う「選挙制度に関する専門委員会」が設けられた。同委員会は、参議院選挙制度改革に対する考え方について、一票の較差、選挙制度の枠組みとそれに基づく議員定数の在り方、選挙区の枠組み等について協議を行った上で、選挙区選出議員について、全ての都道府県から少なくとも1人の議員が選出される都道府県を単位とする選挙区とすること、一部合区を含む都道府県を単位とする選



挙区とすること、又はブロック選挙区制とすることの各案について検討を行ったほか、選挙区選出議員及び比例代表選出議員の二本立てとしない場合を含めた選挙制度の在り方等についても議論を行った。しかしながら、これらの議論を経た上で各会派から示された選挙制度改革の具体的な方向性についての意見の内容は、選挙区の単位、合区の存廃、議員定数の増減等の点において大きな隔たりがある状況であった。

第3-1(8)ウ 平成30年6月、参議院改革協議会において、自由民主党から、選挙区の単位を都道府県とすること及び平成27年改正による4県2合区は維持した上で、選挙区選出議員の定数を2人増員して埼玉県選挙区に配分するとともに、比例代表選出議員の定数を4人増員し、政党等が優先的に当選人となるべき候補者を定めることができる特定枠制度を導入するとの案が示された。その後、協議が行われるなどしたものの、各会派間に意見の隔たりがある状況であったため、各会派が参議院に法律案を提出し、参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会において議論が進められることとなり、上記の自由民主党の提案内容に沿った法律案のほか、現在の選挙区選出議員の選挙及び比例代表選出議員の選挙に代えてブロック選挙区制を導入することを内容とする法律案等が提出された。

第3-1(8)エ 最終的には、同年7月11日、上記の自由民主党の提案に沿った内容の平成30年改正が可決成立した。なお、上記特別委員会において、「今後の参議院選挙制度改革については、憲法の趣旨にのっとり、参議院の役割及び在り方を踏まえ引き続き検討を行うこと」との附帯決議がされた。



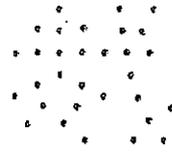
平成30年改正の結果、平成27年10月実施の国勢調査結果による日本国民人口に基づく最大較差（人口）は2.99倍となった（本件定数配分規定）。

第3-1(9) 令和元年選挙及び令和2年最大判

第3-1(9)ア 令和元年選挙が、同年7月21日、本件定数配分規定の下で行われた。同選挙当時の最大較差は3.00倍であった。同選挙において、別紙投票率等のおり、合区の対象となった徳島県での投票率は全国最低となり、鳥取県及び島根県の投票率もそれぞれ過去最低となった。また、合区の対象となった4県での無効投票率はいずれも全国平均を上回り、徳島県では全国最高となった。

第3-1(9)イ 令和2年最大判は、以下のように説示し、結論的には、本件定数配分規定の下で行われた令和元年選挙につき違憲状態にあったとは認められないと判断した。

すなわち、立法府においては、今後も不断に人口変動が生ずることが見込まれる中で、較差の更なる是正を図るとともに、これを再び拡大させずに持続していくために必要となる方策等について議論し、取組を進めることが求められているところ、平成30年改正において、こうした取組が大きな進展を見せているとはいえないとしながらも、平成30年改正につき、数十年間にわたって5倍前後で推移してきた最大較差を3倍程度まで縮小させた平成27年改正における方向性を維持するよう配慮したものであるということができ、また、参議院選挙制度の改革に際しては、事柄の性質上慎重な考慮を要することに鑑み、その実現は漸進的にならざるを得ない面があることからすると、立法府の検討過程において較



差の是正を指向する姿勢が失われるに至ったと断ずることはできないなどというものである。

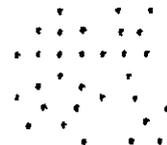
第 3-1 (10) 令和元年選挙後から令和 4 年選挙前までの推移等

令和元年選挙の後も、全国知事会等において、合区の解消を求める決議等が行われた。

令和 3 年 5 月、参議院の各会派代表による参議院改革協議会が改めて設置され、参議院の組織及び運営の改革に関する検討項目の一つとして、較差の是正を含む選挙制度改革についての議論がされた。合区については、何らかの形で解消することを目指す意見が多かったものの、都道府県を各選挙区の単位とする選挙制度の仕組みを維持するか、ブロック選挙区制とするか、議員の総定数を増やすか等の点について意見の隔たりがあり、最終的に、参議院選挙制度改革の具体的な方向性についての各会派の意見が一致するには至らなかった。令和 4 年 5 月及び同年 6 月に開かれた参議院憲法審査会における参議院選挙制度改革をめぐる議論の状況も、上記と同様であった。

第 3-1 (11) 令和 4 年選挙及び令和 5 年最大判

第 3-1 (11) ア 令和 4 年選挙が、同年 7 月 10 日、本件定数配分規定の下での 2 回目の通常選挙として行われた。同選挙当時の最大較差は 3.03 倍であった。同選挙において、別紙投票率等のとおり、合区の対象となった鳥取県での投票率は、令和元年選挙時を更に下回って過去最低を更新し、また、徳島県での投票率は、令和元年選挙時より上昇したものの、なお全国最低であった。合区の対象となった 4 県での無効投票率は、いずれも全国平均を上回った。

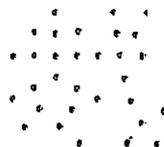


第 3-1 (11) イ 令和 5 年最大判は、以下のように説示し、結論的に、本件定数配分規定の下で行われた令和 4 年選挙についても、令和 2 年最大判に引き続き、違憲状態にあったとは認められないと判断した。

(7) 二院制に係る憲法の趣旨や、半数改選などの参議院の議員定数配分に当たり考慮を要する固有の要素を勘案しても、参議院議員選挙について直ちに投票価値の平等の要請が後退してもよいと解すべき理由は見だし難い。したがって、立法府においては、今後も不断に人口変動が生ずることが見込まれる中で、較差の更なる是正を図るとともに、これを再び拡大させずに持続していくために必要となる方策等について議論し、取組を進めることが引き続き求められているというべきである（令和 2 年最大判参照）。

(イ) この観点からみると、本件選挙までの間、参議院議員の選挙制度の改革につき各会派の間で一定の議論がされたものの、較差の更なる是正のための法改正の見通しが立つに至っていないのはもとより、その実現に向けた具体的な検討が進展しているともいい難い。

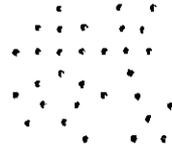
しかしながら、4 県 2 合区を導入すること等を内容とする平成 27 年改正により、数十年間にもわたり 5 倍前後で推移してきた選挙区間の最大較差は 3 倍程度まで縮小し、平成 24 年最大判等で指摘された著しい不平等状態はひとまず解消されたところ、同改正がされてから本件選挙までの約 7 年間、同改正後の定数配分規定及び本件定数配分規定の下で上記の合区は維持され、選挙区間の最大較差は 3 倍程度で推移しており、有意な拡大傾向にあるともいえない。



(ウ) このような中で、立法府においては、較差の更なる是正を図る観点から、都道府県より広域の選挙区を設けるなどの方策について議論がされてきたところであり、こうした方策によって都道府県を各選挙区の単位とする現行の選挙制度の仕組みを更に見直すことも考えられる。もっとも、合区の導入後に、その対象となった4県において、投票率の低下や無効投票率の上昇が続けてみられること等を勘案すると、有権者において、都道府県ごとに地域の実情に通じた国会議員を選出するとの考え方がなお強く、これが選挙に対する関心や投票行動に影響を与えていることがうかがわれる。このような状況は、上記の仕組みを更に見直すに当たり、代表民主制の下で国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させる観点から慎重に検討すべき課題があることを示唆するものと考えられる。

そうすると、立法府が上記是正に向けた取組を進めていくには、更に議論を積み重ねる中で種々の方策の実効性や課題等を慎重に見極めつつ、広く国民の理解も得ていく必要があると考えられ、合理的な成案に達するにはなお一定の時間を要することが見込まれる。

以上に述べたような状況の下、立法府が、参議院議員の選挙制度の改革に向けた議論を継続する中で、較差の拡大の防止等にも配慮して4県2合区を含む本件定数配分規定を維持したという経緯に鑑みれば、立法府が、較差の更なる是正を図るとともに、これを再び拡大させずに持続していくための具体的な方策を新たに講ずるに至らなかったことを考慮しても、本件選挙当時の選挙区間の最大較差が示す投票価値の不



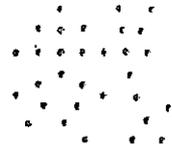
均衡が、憲法の投票価値の平等の要求に反するものであった  
ということとはできない。

- (I) なお、これまで人口の都市部への集中が生じており、今後も  
不断に人口変動が生ずることが見込まれるところ、国民の利  
害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させる選挙制度が民  
主政治の基盤であり、投票価値の平等が憲法上の要請である  
こと等を考慮すると、較差の更なる是正を図ること等は喫緊  
の課題というべきである。立法府においては、より適切な民意  
の反映が可能となるよう、社会の情勢の変化や上記課題等を  
も踏まえながら、現行の選挙制度の仕組みの抜本的な見直し  
も含め、較差の更なる是正等の方策について具体的に検討し  
た上で、広く国民の理解も得られるような立法的措置を講じ  
ていくことが求められる。

第 3-1 (12) 令和 4 年選挙後の参議院の動向等

第 3-1 (12) ア 全国知事会は、令和 4 年選挙後、令和 4 年 7 月 28 日、都  
道府県単位による代表が国政に参加できる選挙制度とすべ  
く、合区の確実な解消を強く求める旨の意見を表明する決議  
を行い、その後も、令和 5 年 7 月 26 日及び令和 6 年 8 月 2  
日に合区の確実な解消を強く求める意見を表明する決議を行  
った（乙 38 の 1～3）。

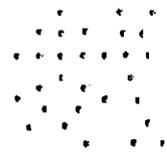
第 3-1 (12) イ 参議院は、令和 4 年選挙後、選挙制度の在り方や参議院の  
組織及び運営について協議、議論するために、令和 4 年 11  
月に、改めて、参議院改革協議会（本件協議会）を設置し、  
本件協議会は、同年 12 月 16 日、選挙制度の調査、検討の  
ため、本件協議会の下に、各会派の代表者からなる選挙制度  
に関する専門委員会を設置した。同専門委員会は、令和 5 年



2月から令和6年6月までの間に16回開催され、参考人による意見陳述、各会派による意見表明、各委員間での意見交換が行われた。その中で鳥取県及び高知県の各知事からの意見聴取が実施された。鳥取県知事は「鳥取県の投票率は、かつては1番、2番を争っているところであり、隣の島根県もそうであった。ところが、合区を導入した途端に今では平均以下の32位になっている。これは、民主政治に対する信頼を県民が失いかけているということにほかならない。こんな選挙なら行かない方がいい、そう思うようになり始めており、残念ながらそういうことである。無効投票も合区を入れた途端に白票が増えている。」などの意見を述べた。高知県知事は「こうした投票率の低下、無効投票の増大の大きな要因は、やはり1県1代表ではないという合区制度に起因をした県民の関心の低下、あるいは、失望というものが大きいのではないかと推察している。」などの意見を述べた。

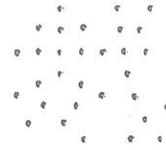
こうした意見聴取なども踏まえ、各会派による意見表明及び意見交換を経て、同専門委員会の委員長は、現行の合区の弊害については多くの会派において共通認識としてあり、合区を解消すべきとの意見が大勢となっているものの、具体的な選挙制度の仕組みについては、都道府県単位の選挙区選出議員選挙及び全国比例代表選出議員選挙を維持すべきとの意見とブロック選挙区制を導入すべきとの意見の大きく2つに分かれる状況にあり、現時点では意見の集約が難しいとの認識を示し、同専門委員会は、令和6年6月7日、協議結果を記載した報告書を本件協議会に提出した。

本件協議会は、意見交換、各会派による意見表明を経て、



令和7年6月18日に報告書を取りまとめ、参議院議長に提出した。同報告書では、議論の整理として、参議院議員選挙制度について、投票価値の平等については、最高裁判決においても較差是正が求められているところ、その是正の取組は参議院の機能・役割との調整を図る必要があるとの意見や、投票価値の平等を一層追求しなければならないとの意見があったこと、現行の合区の弊害は多くの会派の共通認識としてあり、合区の不合理を解消すべきとの意見が大勢であり、令和10年通常選挙までに合区を解消すべきとの意見があったこと、具体的な選挙制度の枠組みについては、各会派の考え方に異同があり、都道府県単位の選挙区選出議員選挙及び全国比例代表選出議員選挙を維持すべきとの意見とブロック選挙区制を導入すべきとの意見が示され、現時点では意見の集約が困難であることなどのまとめがなされた。その上で、今後の協議の進め方について、令和10年通常選挙に向けて、令和7年選挙後、新たな会派構成の下でも協議の場を設け、工程案を共有しつつ、具体的な参議院改革について結論を出し、選挙制度改革の方向性を見いだすべく協議が引き継いでいかれることを切望するとされた。(乙26)

第3-1(12)ウ 参議院憲法審査会において、令和4年選挙後に、複数回にわたって、参議院の在り方並びに一票の較差及び合区の解消を主たる議題として意見表明がなされ、合区対象4県の知事又は副知事も参考人として合区による投票率の低下や無効票の増加等の状況を踏まえた意見を述べるなどして、審議が続けられたが、具体的な選挙制度の枠組みに関する方向性の一致が見られる状況にはなかった。この中で、島根県知事は



「島根県の投票率は、合区前は60%を超えまして6回連続全国1位でありましたけれども、令和4年の選挙では約56%となりまして、投票率は4.5ポイント低下いたしております。この間の全国平均の低下は0.6ポイントでございますので著しく低下しているという状況で、全国トップでありました投票率は、令和4年では全国4位となっております。参議院の、参議院選挙における島根県民の直接的な政治参加が低下しているという状況でございます。このようなこの投票率を招くような合区という制度が国民主権、民主主義に資するものなのかどうかということについて大いに疑問を感じるところであります。」などの意見を述べた。徳島県副知事は「合区は投票率の低下のみならず無効票の増加も招いているということで、本来選挙制度がより多くの国民の皆さんが政治に関心を持っていただくという制度であるべきですけれども、この合区によって真逆の状況を起こしてしまっているということは、まさに民主主義の根幹を揺るがす重大な問題だというふうに認識をしております。」などの意見を述べた。(乙27)

第3-1(13) 本件選挙

令和7年7月20日、本件定数配分規定の下での3回目の通常選挙として本件選挙が行われた。同選挙当時の選挙区間の最大較差は3.13倍であった。

本件選挙における較差3倍以上の3選挙区(東京都選挙区、神奈川県選挙区、宮城県選挙区)の有権者数(選挙人数)の合計は2117万0060人であり、全有権者数(全選挙人数)1億0359万1806人の20.4%を占めて

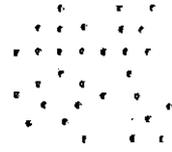
いた（乙1）。

別紙投票率等のとおり、本件選挙における合区対象4県については、投票率については、島根県のみが全国平均を上回り、下回った他の3県のうち徳島県は全国で最も低かった。無効投票率については、高知県のみが全国平均を下回り、上回った他の3県のうち徳島県が最も高く、鳥取県が3番目に高かった（乙2）。

本件選挙における徳島県・高知県選挙区の立候補者は、いずれも高知県に縁故を持つ者で、徳島県に縁故を持つ者はおらず、鳥取県・島根県選挙区の立候補者は、1名を除き島根県に縁故を持つ者で、鳥取県に縁故を持つ立候補者はいなかった（乙4）。

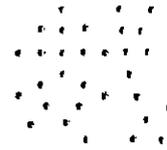
第3-2 【判断枠組み】

第3-2(1) 憲法は、選挙権の内容の平等、換言すれば、議員の選出における各選挙人の投票の有する影響力の平等、すなわち投票価値の平等を要求していると解される。他方、憲法は、国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させるために選挙制度をどのような制度にするかの決定を国会の裁量に委ねているのであって、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する唯一、絶対の基準となるものではなく、国会が正当に考慮することができる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものである。それゆえ、国会が具体的に定めたところはその裁量権の行使として合理性を有するものである限り、それによって投票価値の平等が一定の限度で譲歩を求められることになっても、憲法に違反するとはいえない。



憲法が二院制を採用し衆議院と参議院の権限及び議員の任期等に差異を設けている趣旨は、それぞれの議院に特色のある機能を発揮させることによって、国会を公正かつ効果的に国民を代表する機関たらしめようとするところにあると解される。第3-1(1)においてみた参議院議員の選挙制度の仕組みは、このような観点から、参議院議員について、全国選出議員（昭和57年改正後は比例代表選出議員）と地方選出議員（同改正後は選挙区選出議員）に分け、前者については全国（全都道府県）の区域を通じて選挙するものとし、後者については都道府県を各選挙区の単位としたものである。昭和22年の参議院議員選挙法及び昭和25年の公職選挙法の制定当時において、このような選挙制度の仕組みを定めたことが、国会の有する裁量権の合理的な行使の範囲を超えるものであったということとはできない。しかしながら、社会的、経済的変化の激しい時代にあつて不断に生ずる人口変動の結果、上記の仕組みの下で投票価値の著しい不平等状態が生じ、かつ、それが相当期間継続しているにもかかわらずこれを是正する措置を講じないことが、国会の裁量権の限界を超えると判断される場合には、当該定数配分規定が憲法に違反するに至るものと解するのが相当である。

第3-2(2) 憲法は、二院制の下で、一定の事項について衆議院の優越を認める反面、参議院議員につき任期を6年の長期とし、解散もなく、選挙は3年ごとにその半数について行うことを定めている（46条等）。その趣旨は、立法を始めとする多くの事柄について参議院にも衆議院とほぼ等しい権限を与えつつ、参議院議員の任期をより長期とすること等によって、多



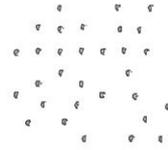
角的かつ長期的な視点からの民意を反映させ、衆議院との権限の抑制、均衡を図り、国政の運営の安定性、継続性を確保しようとしたものと解される。そして、いかなる具体的な選挙制度によって、上記の憲法の趣旨を実現し、投票価値の平等の要請と調和させていくかは、二院制の下における参議院の性格や機能及び衆議院との異同をどのように位置付け、これをそれぞれの選挙制度にいかん反映させていくかという点を含め、国会の合理的な裁量に委ねられており、参議院議員につき衆議院議員とは異なる選挙制度を採用し、国民各層の多様な意見を反映させて、参議院に衆議院と異なる独自の機能を発揮させようとする事とも、選挙制度の仕組みを定めるに当たって国会に委ねられた裁量権の合理的行使として是認し得るものと考えられる。

また、具体的な選挙制度の仕組みを決定するに当たり、一定の地域の住民の意思を集約的に反映させるという意義ないし機能を加味する観点から、政治的に一つのまとまりを有する単位である都道府県の意義や実体等を一つの要素として考慮すること自体が否定されるべきものであるとはいえず、投票価値の平等の要請との調和が保たれる限りにおいて、このような要素を踏まえた選挙制度を構築することが直ちに国会の合理的な裁量を超えるものとは解されない。

(以上の趣旨は、平成29年最大判、令和2年最大判及び令和5年最大判においても示されているとおりである。)

第3-2(3)

原告らは、本件選挙の本件定数配分規定は、人口比例に基づいて定数配分しておらず、憲法56条2項、1条、前文1段1文冒頭に基づく人口比例選挙の要求に反していると主張



するが、原告らが指摘する憲法の諸規定によっても、上記のとおり、憲法は、国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させるために選挙制度をどのような制度にするかの決定を国会の裁量に委ねているのであって、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する唯一、絶対の基準となるものではなく、国会が正当に考慮することができる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものであると解すべきであるから、上記枠組みを超える限度で採用することはできない。

第 3-3 【本件選挙における最大較差の状況】

第 3-3 (1) 令和 7 年 7 月 20 日に実施された本件選挙は、平成 30 年改正（4 県 2 合区を維持しつつ選挙区選出議員を 2 増とするもの）に係る本件定数配分規定の下で 3 度目の通常選挙として行われたものである。この間の最大較差の推移をみると、本件定数配分規定下の最初の通常選挙である令和元年選挙時が 3.00 倍、2 度目の通常選挙である令和 4 年選挙時が 3.03 倍、そして今回の本件選挙時が 3.13 倍となっている。令和元年選挙から令和 4 年選挙の間の変化（3.00 倍→3.03 倍）は、微増にとどまるものであって「有意な拡大傾向がみられるとはいえない」という評価も可能であったが、令和 4 年選挙から本件選挙の間の変化（3.03 倍→3.13 倍）は、もはや微増にとどまるものとはいえず、顕著な変化とまではいえないにせよ、看過し難い拡大傾向が生じているというべきである。

第 3-3 (2) 投票価値の平等の要請が、本質的には 1 人 1 票を前提とする多数決原理により国の重要政策を決定するという代表民主



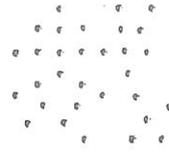
制の理念によるものであることを考えると、上記のように3倍を超えてなお明らかな拡大傾向を生じている本件選挙当時の状況は、これを是正することが他の憲法上の要請等との兼ね合いから困難であるとか、議論の整理と利害関係の調整のための真摯な検討の途上にあるといった事情が認められない限り、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態（違憲状態）にあったとの評価も考えられるところである。このような観点から、以下で更に検討する。

第3-4 【この間の裁判所と国会との対話（キャッチボール）について】

上記第3-3(2)で述べた事情を考える前提として、過去に遡って、裁判所と国会との対話（キャッチボール）の歴史を概観しておく（前記第3-1の認定と内容的には重複するが、対話の流れが分かるようになるべく要約して示す。）。

第3-4(1) 現在に至る議論の出発点となったのは、平成24年最大判であると考えられる。前述のとおり、同判決は、最大較差5.00倍の平成22年選挙を違憲状態・合憲と判断したものであるが、「都道府県を各選挙区の単位とする仕組みを維持しながら投票価値の平等の実現を図るという要求に応えていくことは、もはや著しく困難な状況に至っている」として「現行の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置を講じ」「る必要がある」と具体的な課題を示したものである。

この平成24年最大判は、これに先立つ平成16年最大判、平成18年最大判及び平成21年最大判において5倍前後の最大較差が生じていた各通常選挙につき違憲状態の判断が示されてこなかったところ、最大較差の数値において大きな変

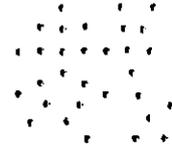


化が生じたとはいえない流れの中で、違憲状態の判断に踏み込んでいる点においても、また、単に「現行制度の見直し自体を改正する必要性」を指摘するにとどまらず、その見直しの対象を「都道府県単位の仕組み」と明示している点においても、いわゆる司法積極主義のスタンスに基づく注目すべき説示を含むものであり、その後の議論に道筋をつける重要なターニングポイントとなった。

第3-4(2)

このような司法の立場からの投げかけに対し、国会は、「4県2合区を含む10増10減」を骨格とする平成27年改正で応えることとなった。この改正で導入されることとなった合区制は、昭和22年制定の参議院議員選挙法及びその後の公職選挙法を通じて一貫して引き継がれてきた、地方選出議員ないし選挙区選出議員の選挙区を「都道府県単位」とする仕組みに、部分的にはあるものの修正を加えるものであった。これによって、人口（選挙人名簿登録者数）の少ない鳥取県、島根県、徳島県及び高知県の4県で実質的に4人の定数の削減を実現することが可能となり、これを含む10増10減という過去に例を見ない大改正を行うことで、数十年にわたって5倍前後で推移してきた最大較差（人口）を2.97倍にまで縮小させた。

このように、平成27年改正は、「選挙区を都道府県単位とする仕組み自体の見直し」に言及した平成24年最大判の投げかけを受け止めて制度改正を実現するとともに、投票価値の不均衡を示す最大較差の数字上でも大きな改善の成果を示したものであった。加えて、その附則（7条）には、平成31年に行われる通常選挙に向けて選挙制度の抜本の見直しにつ

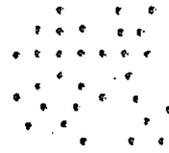


いて引き続き検討を行い必ず結論を得るものとするとの検討条項が置かれ、今後における較差の更なる是正に向けての方向性と立法府の決意が示された。

第 3-4 (3) この平成 27 年改正後の平成 28 年選挙（最大較差 3.08 倍）に関し、平成 29 年最大判は、平成 27 年改正による較差の縮小及び附則に示された更なる是正に向けての立法府の決意を評価し、違憲状態は解消されたという趣旨の判断を示した。

第 3-4 (4) その後、国会では、平成 27 年改正法附則 7 条を受けた検討が引き続き行われたが、選挙区の単位、合区の存廃、議員定数の増減等の点において各会派に大きな隔たりがある状況で、上記附則にうたわれた「選挙制度の抜本的見直し」には至らず、結局、平成 30 年改正は、4 県 2 合区を維持しつつ埼玉県選挙区の定数を 2 人増やすという微修正にとどまった。

第 3-4 (5) そして、この平成 30 年改正に係る本件定数配分規定の下で実施された令和元年選挙（最大較差 3.00）及び令和 4 年選挙（同 3.03）につき、令和 2 年最大判及び令和 5 年最大判は、いずれも、各選挙当時に上記の較差が生じていたことをもって違憲状態にあったとはいえないとの判断を示しつつも、令和 2 年最大判においては「立法府においては、今後も不断に人口変動が生ずることが見込まれる中で、較差の更なる是正を図るとともに、これを再び拡大させずに持続していくために必要となる方策等について議論し、取組を進めることが求められている」との説示が、令和 5 年最大判においては「今後も不断に人口変動が生ずることが見込まれるところ…較差の更なる是正を図ること等は喫緊の課題というべ



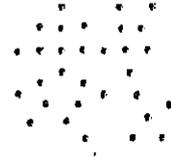
きである。…現行の選挙制度の仕組みの抜本的な見直しも含め、較差の更なる是正等の方策について具体的に検討した上で、広く国民の理解も得られるような立法的措置を講じていくことが求められる」との付言がされていることは前記認定のとおりである。すなわち、両判決は、平成30年改正に係る本件定数配分規定の下での約3倍という最大較差の数値に安住してよいと判断しているものではなく、国会の継続的な対応を求める明確なメッセージを発信したものといえる。

第3-4(6)

しかし、その後の国会の動きは、本件協議会や参議院憲法審査会での検討、審議等は精力的に行われてきたものの、少なくとも定数配分規定の改正という目に見える形での是正の成果を見せることができないまま、むしろ最大較差の拡大傾向が進行している状態で、本件選挙を迎えることになったものである。

第3-4(7)

以上をまとめると、選挙区を都道府県単位とする仕組み自体の見直しに言及した平成24年最大判を受けて、平成27年改正が合区制を導入し、長らく5倍前後で推移していた最大較差を約3倍程度に縮小させたという流れまでは、裁判所と国会の対話（キャッチボール）は一応円滑に進んでいたと解される。しかし、その後の国会の動きをみると、平成27年改正法附則の検討条項（平成31年に行われる通常選挙に向けて選挙制度の抜本的見直しについて引き続き検討を行い必ず結論を得るものとする）で示した決意とは裏腹に、平成30年改正は微修正にとどまり、令和2年最大判及び令和5年最大判が示したメッセージに応える具体的な成果も示すことはできていない。

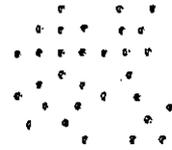


第 3-5 【平成 27 年改正後の取組の停滞の原因について】

第 3-5 (1) 上記第 3-4 で示したとおり、平成 27 年改正以降、投票価値の不均衡の更なる是正と選挙制度の抜本的な見直しに向けた取組の動きは突然減速してしまったように見える。そこで、以下では、その原因を明らかにし、司法の立場において言及が可能な範囲で、今後の議論の筋道を見通してみたい。

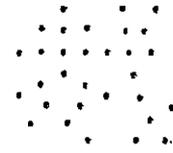
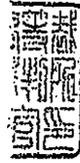
第 3-5 (2) 平成 27 年改正以後の状況において、決定的に重要な論点となったのは、合区制に対する評価、より端的に言えば、合区対象県における投票率の低下、無効投票率の上昇等の弊害の顕在化、合区の解消を求める声の拡大であったといえる（前記第 3-1 (7) ア、(8) ア、イ、(9) ア、(10)、(11) ア、(12) ア～ウ参照）。

第 3-5 (2) ア まず、合区制導入後の合区対象県における投票率の低下及び無効投票率の上昇は、別紙投票率等のおりであり、統計数字上もはっきりと表れている。その背景には、合区対象県の有権者の間で、全国的には都道府県を単位とする選挙区制が基本的に維持されていながら、自分たちの所属する県だけが参議院に代表を送ることのできる仕組みを保障されていないことに対する不満、地域社会の過疎化と疲弊が進む中で政治的にも置き去りにされていく疎外感があるものと推測される。このような形で、合区制を採用した選挙制度に対する不信感、不公平感が醸成されているとすれば、投票価値の不平等とは別の形で、代表民主制の正統性を傷つけかねないと解される。これは、国会の裁量に委ねられる政策的な当否の問題にとどまらない、憲法上の疑義をも生じさせているといえる。



なお、上記のような合区対象県における投票率の低下及び無効投票率の上昇は、制度開始直後の平成28年選挙、令和元年選挙だけでなく、その後の令和4年選挙、令和7年選挙においても継続しており、これが制度改革に伴う一過性の拒絶反応にすぎないという評価は当たらないものと解される。

第3-5(2)イ 合区制に対しては、導入当初から、全国知事会、全国市町村長会等の地方政治のレベルで強い反発があったところであるが、その後、上記アのような弊害が顕在化していく中で、地方政治レベルにとどまらず、国会においても、参議院改革協議会等での議論を通じて、合区の解消を求める声が次第に多数を占めるようになった。そうした中、令和4年11月に本件協議会が設置され、その下に設置された専門委員会において延べ16回に及ぶ精力的な調査、検討が行われ、各会派からの意見表明及び意見交換も経て、徐々に議論が集約されていったところ、令和6年6月7日に提出された専門委員会報告書において、「投票率の低下等の弊害のある合区を解消すべきとの意見が大勢」という認識が示されるに至った。ただし、合区解消後の具体的な選挙制度の枠組みについては、都道府県単位の選挙区を維持すべきとの意見とブロック選挙区制を導入すべきとの意見に分かれる状況で、これを受けて令和7年6月18日に取りまとめられた本件協議会の報告書は、「令和10年通常選挙に向けて、本年の通常選挙後、新たな会派構成の下でも協議の場を速やかに設けていただき、工程案を共有しつつ、具体的な参議院改革について結論を出し、選挙制度改革の方向性を見出すべき協議が引き継いでいかれることを切望する」というものであった。



第 3-5 (2) ウ

なお、本件協議会及びその下に設置された専門委員会において、合区制の対象県の拡大という選択肢が取り上げられなかったのは、飛び地合区にしないよう隣接県との合区を検討する場合には、人口規模の異なる選挙区を合区とせざるを得ず、相対的に小さな人口規模の県に居住する国民の利害や意見を反映することが一段と困難となるなど、対象県に居住する国民とそうでない国民との間の差が看過できないものと考えたことによるものといえる。

そうすると、合区制は、現状の 4 県 2 合区の下でも拡大し続けている較差に対処する方策として、必ずしも有効とはいえないものであり、全国 47 都道府県の中で最も人口減少が進んだ 4 県のみを不公平に取り扱う、いびつで中途半端な制度という印象を与えるものとなっていると考えざるを得ない。

第 3-5 (3)

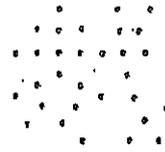
現在の問題状況の整理

以上に述べたところを総括して、現在の問題状況を整理しておきたい。

第 3-5 (3) ア

本来、国会において合区制の導入を決断した当初から、合区対象県からの反発等のネガティブな反応もある程度は想定されたものと解される。しかし、投票価値の不均衡を解消するためには、都道府県単位の選挙制度を完全には維持できなくなっているという認識（それは平成 24 年最大判のメッセージでもあった。）に基づき、一定のデメリットは覚悟の上で、憲法違反を回避するための政策判断として、制度改正を実現させたものと考えられる。

しかし、合区制を採用した普通選挙が 4 回を数える過程で、合区対象県における投票率の低下及び無効投票率の上昇は看



過できない弊害として顕在化し、これを背景として、合区制の解消を求める声は、地方政治の場でも国会の議論でも大勢を占めるに至り、もはや合区制を維持することは、政治的に不可能になっているのみならず、投票価値の不均衡とは別の憲法上の疑義をも生じさせていると解される。

第 3-5 (3) イ 他方、平成 27 年改正による 4 県 2 合区の導入が較差の是正に大きく寄与して、それ以前の違憲状態の解消を実現できたこと（平成 29 年最大判）は、画期的成果であった。また、平成 30 年改正後の本件定数配分規定の下での選挙に関する令和 2 年最大判及び令和 5 年最大判が、各選挙当時の較差の違憲状態を否定する結論を導く理由の一つとして、「合区の解消を望む意見も存在する中で合区を維持したこと」を挙げているように、投票価値の平等の実現という観点からみると、「都道府県単位」を前提とする選挙区に一部ではあるが修正を加える合区制を導入したことが、大きな前進であったことは紛れもない事実である。単純に合区制を解消して従来の都道府県単位の選挙区に戻るだけでは、投票価値の平等の要請に応えられないことは明らかである。

第 3-5 (3) ウ 平成 27 年改正以降、投票価値の不均衡の更なる是正と選挙制度の抜本的な見直しに向けた取組の動きが突然減速してしまった根本的な原因は、上記ア、イのジレンマにあったと理解される。平成 24 年最大判の投げかけを受けて、国会が合区制の導入という形で回答（平成 27 年改正）を示したのは、司法と立法府の対話（キャッチボール）の在り方として評価すべきものではあったが、合区制の弊害の顕在化等のその後の推移から、合区制の解消に向けて軌道修正をせざるを得

ない状況に立ち至ったことは、やむを得ない成り行きであった。現状は、そのような試行錯誤を経て、いわば議論が「振出しに戻った」局面であると解される。

そして、上記アのような問題状況が決定的に明らかとなり、国会内において「合区を解消すべきとの意見が大勢」と整理されたのは、本件協議会の報告書が取りまとめられた令和7年6月の頃（本件選挙の直前）であったと認められる。平成30年改正からこのような議論の集約までに約7年を要しているが、この間の合区制に対する評価は、合区制の下での選挙を重ねる中で徐々に固まっていたと解される上、合区によって違憲状態の解消をようやく実現できたという流れの中で、少なくとも当初の数年間、合区自体の解消が現実的な選択肢になりにくかったのもやむを得ない経過であったと解される。本件協議会の報告書が、令和10年の通常選挙に向けて具体的な検討を進めることとしているのは上記のとおりであるが、上記のような事情を総合的に考慮すると、これを単純な結論の先延ばしのように評価するのは適切でないというべきである。

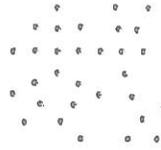
### 第3-6

#### 【現状の課題と今後の議論の筋道】

上記第3-5で述べた問題状況を前提に、現状の課題に対する今後の議論の筋道を見通してみたい（もちろん、選挙制度を具体的にどのようなものにするかの決定を行うのは国会であり、当裁判所は、制度設計者としてではなく、憲法上の観点からの言及をするものである。）。

#### 第3-6(1)

まず、上述の整理に従って現状の課題を端的に示すと、合区制を維持することはもはや不可能と考えざるを得ない一方、



これまで合区制の成果によって違憲状態の回避が可能となっていた現実を踏まえ、新たな抜本的な制度の見直しが求められているということである。

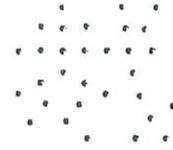
第 3-6 (2)

そして、上記課題に取り組むために最も重要となる視点をここで確認しておく、「都道府県を各選挙区の単位とする仕組みを維持しながら投票価値の平等の要求に応えていくことはもはや著しく困難な状況に至って」おり、「現行の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置を講じ」「る必要がある」とした平成24年最大判の基本的な認識は、現状においても、そのまま妥当しているということである。

そもそも、このような平成24年最大判の要請に沿って選挙制度の見直しを進めるための方策は、合区制が唯一絶対の手法だったわけではない。現に、本件協議会の下に設置された専門委員会の報告書では、ブロック選挙区制導入という具体的な選択肢も示されているところである。なお、上記報告書には、都道府県単位の選挙区制を維持すべきとの意見も並記されているが、これを前提に弥縫策的な手当て（若干の定員の増減など）をしても、将来にわたって投票価値の平等の要請に応えていくことは著しく困難と考えざるを得ない。それこそが平成24年最大判の示したメッセージだったはずである。

第 3-6 (3)

上記の点に関連して、被告らは、都道府県単位の選挙制度の意義を強調し、そのような観点から本件定数配分規定の合理性を基礎づけようとする主張を展開している。確かに、都道府県が歴史的にも政治的、経済的、社会的にも独自の意義と実体を有し、政治的に一つのまとまりを有する単位として

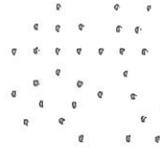


捉え得ることに照らし、都道府県を構成する住民の意思を集約的に反映させるという意義ないし機能を加味しようとする選挙区制度の設計にも、相応の合理性があるといい得るが、参議院議員の選挙区の単位としなければならないという憲法上の要請があるわけではなく、むしろ、都道府県を選挙区の単位として固定する結果、その間の人口較差に起因して投票価値の大きな不平等状態が長期にわたって継続していると認められる状況の下では、上記の仕組み自体を見直すことが不可欠になっているというべきである。このことは、既に平成24年最大判が明らかにしているとおりであり、都道府県単位の選挙制度の意義を強調すれば、最大較差3倍を相当程度超えるような投票価値の不均衡を正当化できるなどという幻想を抱くべきではない。

第3-6(4)

次に、被告らは、憲法は参議院について多数決原理に基づく衆議院の行き過ぎを抑制する機能を想定しており、参議院議員の選挙制度については人口比例のみでは適切に反映されない国民の意見を反映させるため、投票価値の平等以外の諸要素についても考慮することが求められている旨主張する。

しかし、例えば、衆議院が政策決定機関、参議院が助言・監視機関といった明確な役割分担が存在することを前提とした議論であれば、参議院議員選挙に求められる投票価値の平等は衆議院とは異質なものという立論も成り立ち得るが、我が国の憲法は、立法を始めとする多くの事柄について参議院にも衆議院とほぼ等しい権限を与えており、衆議院だけでなく参議院にも相応の民主的基盤がなければ、代表民主制の正統性を維持することは困難である。この点も、平成24年最大



判が指摘するとおりである。

第 3-6 (5)

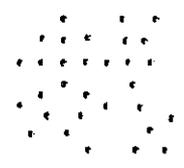
以上に述べたとおり、参議院議員選挙における投票価値の不均衡の是正と選挙制度の抜本的な見直しの議論が振出しに戻ってしまったのはやむを得ないことであるが、そのスタートラインは、平成24年最大判の問題提起にあることを改めて確認する必要がある。そこで整理済みとなっている議論を蒸し返し、結論を更に先延ばしにするようなことがあれば、違憲の判断も免れないと考えられる。そのデッドラインは、本件協議会の報告書に明記された令和10年通常選挙までということになる。

第 3-7

【本件定数配分規定の合憲性について】

上記第 3-3 で述べたとおり、令和4年選挙から本件選挙の間の最大較差の拡大(3.03倍→3.13倍)は、投票価値の平等の要請の重要性に照らして看過し難いレベルに達しているというべきであるが、この間の推移は、上記第 3-5 (3) ウに要約したとおりであり、令和4年11月に設置された本件協議会が令和7年6月に報告書を取りまとめ、ようやく問題状況が整理され、本件選挙が行われた同年7月の時点では、上記報告書を踏まえた具体的な検討がこれから始まるという状況であったと考えられる。

このような経緯を踏まえると、本件選挙当時に生じていた較差が違憲の問題を生じかねない程度のものであったかどうかを判断するには時期尚早といわざるを得ず、仮に、違憲状態という評価があり得るとしても、これまでに述べてきたところによれば、本件選挙までの期間内に本件定数配分規定を改正しなかったことが国会の裁量権の限界を超えているとは



いえないと解される。

よって、本件選挙当時、本件定数配分規定が憲法に違反するに至っていたということとはできない。

第4 結論

よって、原告らの請求はいずれも理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第10民事部

裁判長裁判官

宮坂昌利 

宮 坂 昌 利

裁判官

西村 修 

西 村 修

裁判官

小島清二 

小 島 清 二